

案

# 第3次 三芳町地域福祉計画

誰一人取り残さない 共に生きる幸せなまち 三芳

令和8年度～令和13年度



令和8年3月

三芳町





# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって .....</b>	<b>3</b>
1 計画策定の趣旨.....	3
2 地域福祉を取り巻く社会動向.....	4
3 地域福祉と「自助・共助・公助」.....	6
4 計画の位置づけと計画の期間.....	7
<b>第2章 三芳町の現状 .....</b>	<b>15</b>
1 人口動態等の状況 .....	15
2 アンケート調査結果の概要.....	19
3 第2次計画の振り返り .....	36
4 アンケート調査結果等による課題の整理.....	40
<b>第3章 計画の基本理念と基本目標 .....</b>	<b>47</b>
1 基本理念 .....	47
2 基本目標.....	48
3 計画の体系.....	49
<b>第4章 施策の展開 .....</b>	<b>53</b>
基本目標1 支え合いの輪が広がるまち .....	53
基本目標2 適切な支援につながるまち.....	55
基本目標3 いつまでも安心して暮らせるまち .....	59
<b>第5章 三芳町成年後見制度利用促進基本計画 .....</b>	<b>65</b>
1 計画策定の趣旨.....	65
2 基本的な考え方と基本目標.....	66
3 具体的取り組み.....	67
<b>第6章 三芳町再犯防止推進計画 .....</b>	<b>71</b>
1 計画策定の趣旨.....	71
2 基本的な考え方と基本目標.....	72
3 具体的取り組み.....	73
<b>第7章 三芳町自殺対策計画 .....</b>	<b>77</b>
1 計画策定の趣旨.....	77
2 基本的な考え方と基本目標.....	78
3 具体的取り組み.....	79
<b>第8章 計画の推進に向けて .....</b>	<b>85</b>
1 共創による計画の推進 .....	85
2 計画の進行管理 .....	86
<b>資料編 .....</b>	<b>89</b>
1 計画策定の経過 .....	89
2 三芳町福祉計画策定審議会条例 .....	91
3 三芳町福祉計画策定審議会委員名簿 .....	93
4 用語解説 .....	94





# 第1章

## 計画の策定にあたって



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化、安全・安心に対する意識が高まっています。

地域においては、コミュニティ活動の担い手不足や担い手の高齢化が進むなどにより支え合いの機能は低下しています。加えて、生活困窮やひきこもりの状況にある家庭、介護や子育てなどの悩みや不安を抱えながらも周囲の協力を得ることができない家庭などが増加しています。

さらに、高齢の親が中高年のひきこもる子どもの生活を支える「8050問題」や、介護と育児を同時に担う「ダブルケア」、18歳未満の子どもが家族のケアを担う「ヤングケアラー」の問題など、1つの世帯で複数のリスクを抱える問題が生じています。

国では、これまで高齢者や障がい者、子どもなど、各対象を支援するための福祉制度を整備し、支援が必要な人への取り組みを充実させてきましたが、社会や地域の状況を踏まえ、今後は、制度の枠組みに捉われず一人ひとりが尊重される「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

そのためには、一人ひとりが地域や福祉の課題を「我が事」として捉え、地域に主体的に関わることや、行政をはじめとした専門機関が連携し、包括的な支援体制を整備していくことが求められます。

本町では、令和3年3月に「第2次三芳町地域福祉計画」(以下「第2次計画」という。)を策定し、「ひとりひとりが自分らしく暮らせる地域づくり」を基本理念に位置づけ、町の福祉の向上に取り組んでいます。

策定以降、社会福祉法の改正をはじめ、福祉に関する各種法制度の整備・施行が進み、さらには新型コロナウイルス感染症の流行など地域福祉を取り巻く状況が大きく変化しています。

また、町では、令和6年度から令和13年度までの8年間におけるまちづくりの指針として、「三芳町第6次総合計画」を策定し、住民の幸せ「ウェルビーイング※」をキーワードとし、住民とともに未来に向けたまちづくりに取り組んでいます。

このような中、本町では第2次計画が令和7年度をもって計画期間を終了することから、国の動向や本町の地域福祉を取り巻く現状と課題を踏まえ、令和8年度から令和13年度を計画期間とする「第3次三芳町地域福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定し、町だけでなく、住民、社会福祉協議会、事業所、関係機関などと協力しながら、地域福祉の推進を図ります。

※ウェルビーイング(Well being):well(よい)とbeing(状態)からなる言葉で、「身体的・精神的・社会的に良好な状態」のことを意味する。1946年に世界保健機関(WHO)が設立された際に、「健康」を定義づける言葉として使われたのが始まり。三芳町第6次総合計画より引用。

## 2 地域福祉を取り巻く社会動向

### (1) 国の動向

年	法律・政策	主な内容
平成28年	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行	成年後見制度の利用の促進にかかる基本理念と基本方針を定め、制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進。
	「再犯の防止等の推進に関する法律」施行	基本理念と施策の基本事項を定め、国と地方公共団体の責務を明らかにし、再犯防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進。
	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定	すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現することが示される。
平成30年	「社会福祉法」改正	地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の理念が明確化され、それまで任意とされていた市町村地域福祉計画の策定は努力義務とされる。
	「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律」施行	基本理念が明確化され、包括的な支援体制の強化など一層の自立の促進を図るための措置が示される。
令和2年	「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行	地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制の整備にかかる措置が示される。
令和3年	厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について」発行	市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインが示される。
令和5年	「こども基本法」施行	こども施策を社会全体で推進していくための包括的な基本法で、こども施策の基本理念、こども大綱の策定、こども等の意見の反映について定めている。
	「第二次再犯防止推進計画」策定	国・地方公共団体・民間協力者等の連携が進み、より機能し始めた再犯の防止等に向けた取り組みを更に深化させ、推進するために策定。
令和6年	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行	認知症に関する施策についての基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務として認知症施策を総合的かつ計画的に策定・実施することが責務とされた。
	「孤独・孤立対策推進法」施行	総合的な孤独・孤立対策を推進するため、基本理念や国及び地方公共団体の責務が規定された。
	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」	年齢・障がい・国籍等を問わない全ての女性の人権が尊重され、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現のため、支援の枠組みを構築、強化を目的としている。

## ○地域共生社会のイメージ図



資料:厚生労働省ホームページ「地域共生社会のポータルサイト」

## (2)持続可能な地域づくり～SDGsの視点～

平成27年9月の国連サミットにおいて、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けた取り組みが進められています。

SDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものであり、本計画においても、SDGsの17の目標における取り組みを意識し、SDGsの達成に貢献していくことが求められます。



### 3 地域福祉と「自助・共助・公助」

#### (1)地域福祉とは

地域福祉とは、「幸せ」や「豊かさ」を意味する「福祉」に、「地域」という言葉がついています。

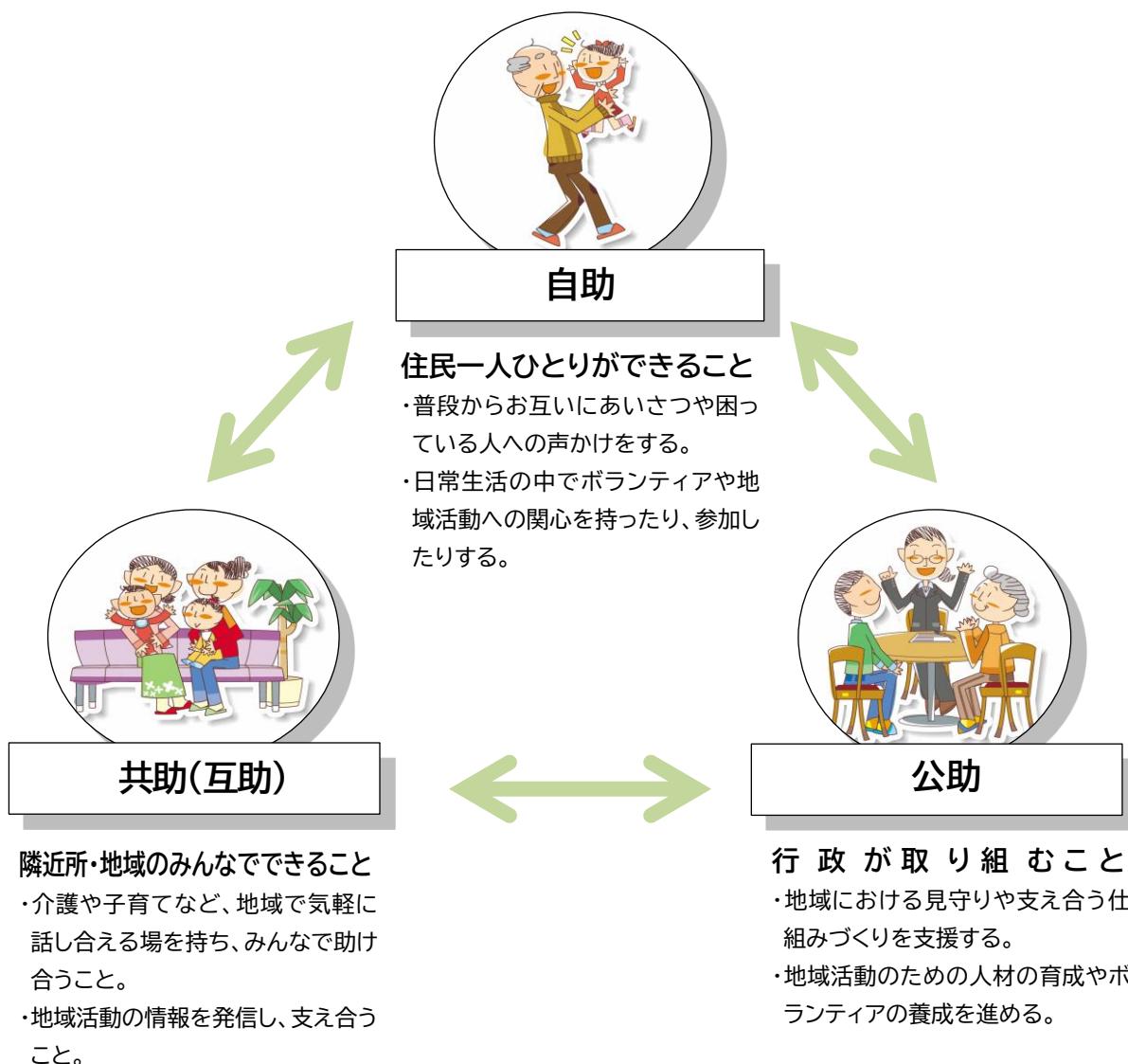
住み慣れた地域で暮らす誰もが、安心して生きがいを持った暮らしや生活が送れるよう、人と人とのつながりを大切にし、共に支え合い、助け合い、みんなが幸せを感じることができる地域づくりに向け、地域住民、行政、社会福祉関係団体等が相互に協力する仕組みを作ることです。

#### (2)「自助・共助(互助)・公助」の視点

地域福祉の推進にあたっては、「自助・共助(互助)・公助」の視点が重要なポイントです。

自分たちの生活をより豊かで安心できるものとするためには、自分たちの住んでいる地域のこととよく理解している住民自らの手による地域福祉活動の実践が求められます。その際には、自分でできることは自分で行う「自助」、近隣や地域、住民同士で支え合い、助け合う「共助(互助)」が求められます。

一方、住民の活動やボランティアによる取り組みが主体的に推進されるよう、その仕組みづくりや支援を行う「公助」が行政の役割です。



## 4 計画の位置づけと計画の期間

### (1) 計画の法的根拠

住民と福祉関係の事業者・団体、行政が力を合わせて地域における生活課題の解決に取り組む仕組みが「地域福祉」であり、その仕組みを具体的な形にまとめたものが、市町村が作成する「地域福祉計画」です。

地域福祉を推進すること及び地域福祉計画は、社会福祉法第4条「地域福祉の推進」及び第107条「市町村地域福祉計画」に規定されています。

また、本計画の目的である地域共生社会を実現するためには同法第106条の3に規定されている包括的な支援体制の整備が必要であり、同法106条の5に規定されている重層的支援体制整備事業実施計画によって、その具体的な手法を構築に向けた検討をします。

なお、権利擁護に関しては、成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「成年後見制度利用促進法」という。)第14条に規定された成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村成年後見制度利用促進基本計画」という。)として策定します。

また、再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律(以下「再犯防止推進法」という。)第8条第1項を法的根拠として策定します。

#### ○社会福祉法<第107条>より抜粋(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

#### ○社会福祉法<第106条の3>より抜粋(包括的な支援体制の整備)

市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

○社会福祉法<第106条の5>より抜粋(重層的支援体制整備事業実施計画)

市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

○成年後見制度の利用の促進に関する法律<第14条>(市町村成年後見制度利用促進基本計画)

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○再犯防止推進法<第8条第1項>（地方再犯防止推進計画）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

## (2)地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係性

地域福祉に関しては、社会福祉法第109条で次のとおり規定される市町村社会福祉協議会を中心となって策定する「地域福祉活動計画」があります。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げ、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら地域福祉を進展させていく、言わば車の両輪となるものです。

○社会福祉法<第109条>より抜粋(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

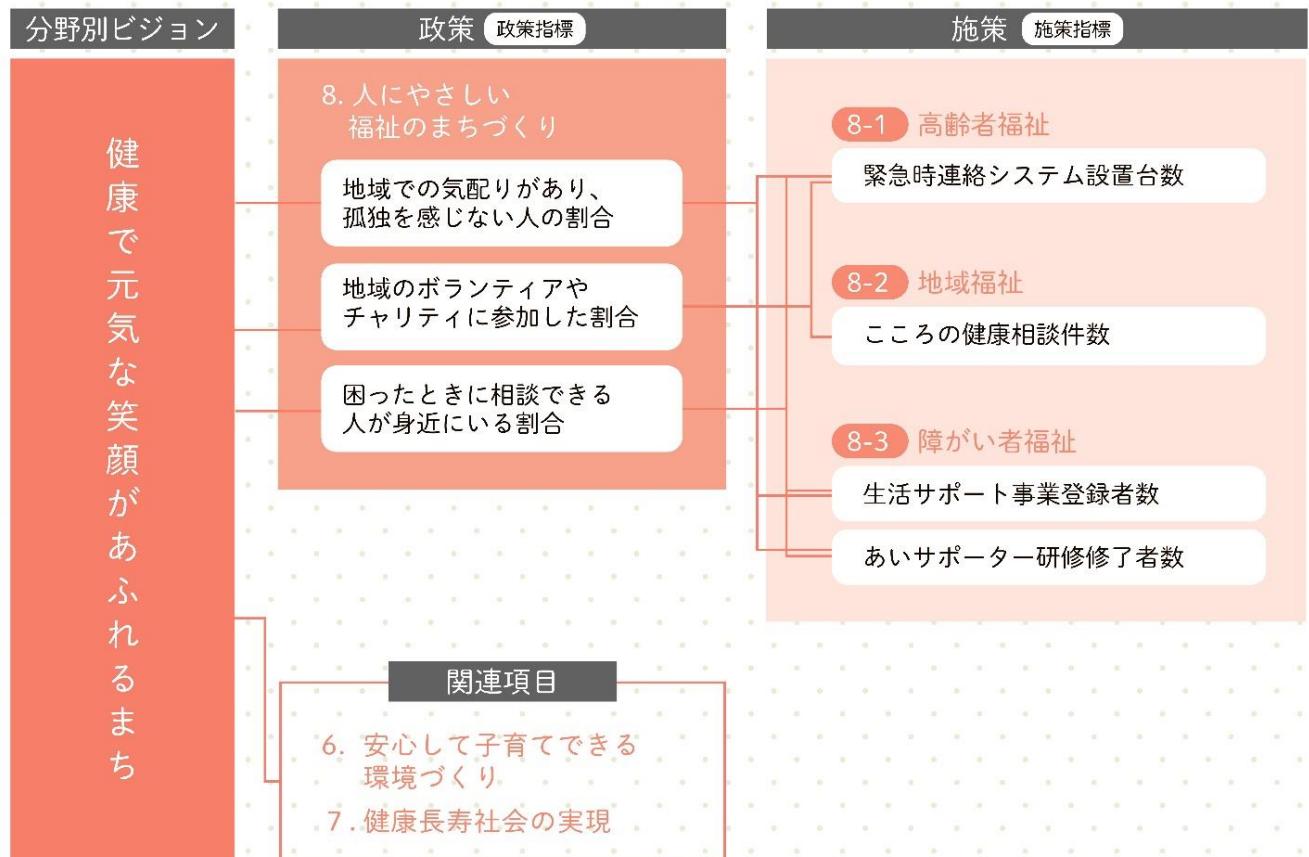
第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において  
次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その  
区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行  
う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数  
及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村  
にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参  
加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な  
事業

### (3) 本町における地域福祉の位置づけと方向性

令和6年度から令和13年度までを計画期間とする「三芳町第6次総合計画」では、本町がめざすまちの将来像である「共に創ろう ひと・まち・みどりがつながる 幸せ(ウェルビーイング)のまち」の実現に向けた施策を推進するにあたり、地域福祉の位置づけと方向性について、以下の通りとなっています。

○みよしウェルビーイング実現に向けたロジックモデル(三芳町第6次総合計画より)

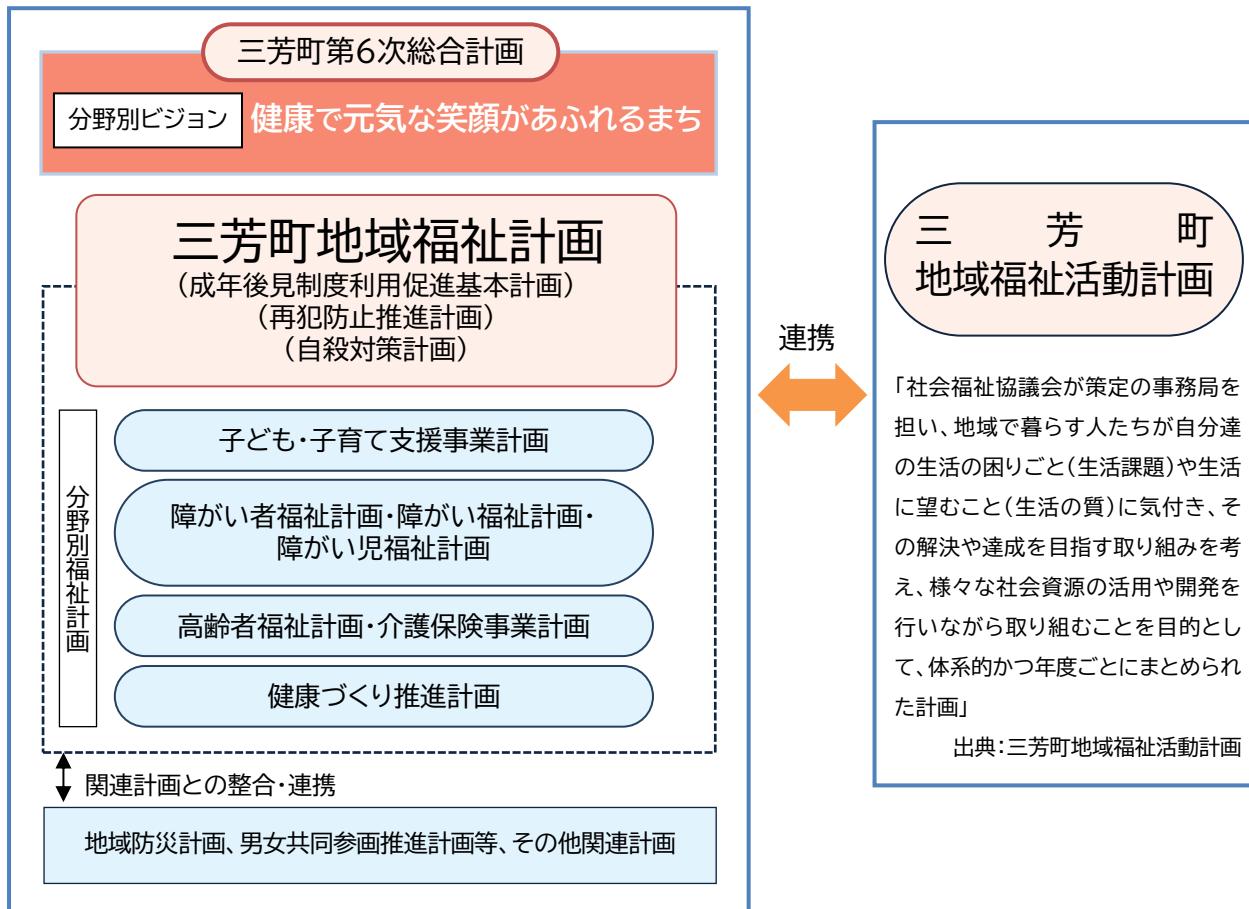


#### (4)他の計画との関連

本計画は福祉に関する総合的な計画として、関連する分野別計画との連携を図りつつ、地域福祉の視点から横断的に施策の推進を図り、包括的な支援体制の構築をめざします。

また、社会福祉法第108条に基づき、市町村の地域福祉の推進を支援し、計画の達成に資するため策定された「埼玉県地域福祉支援計画」との整合を図ります。

##### ○三芳町地域福祉計画の位置づけ



## (5)計画の期間

新たな計画の計画期間は、令和8年度から令和13年度までの6年間とします。

なお、町を取り巻く状況や第6次総合計画の見直し、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

(年度)

令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17
三芳町第5次総合計画	三芳町第6次総合計画										三芳町第7次総合計画			
第2次三芳町地域福祉計画				第3次三芳町地域福祉計画					第4次地域福祉計画					
				前期	後期									
第2期 三芳町 子ども・子育て支援事業計画			第3期 三芳町 子ども・子育て支援事業計画				第4期 三芳町 子ども・子育て支援事業計画				第5期 計画			
三芳町障がい者福祉計画・ 第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画	三芳町障がい者福祉計画・ 第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画	三芳町障がい者福祉計画・ 第8期障がい福祉計画・ 第4期障がい児福祉計画	三芳町障がい者福祉計画・ 第9期障がい福祉計画・ 第5期障がい児福祉計画	三芳町障がい者福祉計画・ 第10期障がい福祉計画・ 第6期障がい児福祉計画										
三芳町高齢者福祉計画・ 第8期介護保険事業計画	三芳町高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画	三芳町高齢者福祉計画・ 第10期介護保険事業計画	三芳町高齢者福祉計画・ 第11期介護保険事業計画	三芳町高齢者福祉計画・ 第12期介護保険事業計画										
三芳町健康づくり推進計画 (前期計画)	三芳町健康づくり推進計画 (後期計画)			三芳町健康づくり推進計画										

## (6)計画の策定体制

### ①三芳町福祉計画策定審議会による検討

地域福祉計画に関する事項を幅広く審議するため、福祉関係者や学識経験者、住民の代表等で構成する「三芳町福祉計画策定審議会」を設置し審議しました。

### ②アンケート調査

地域福祉に関する実態や住民の意識を把握するため、令和7年4月に「地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

#### ●調査の実施概要

対象者	実施方法	実施時期	配布数	回収数【率】
住民※	郵送による 配布回収	令和7年4月	1,500件	620件 【41.3%】

※行政連絡区別および年代別の人口割合に合わせて1,500人を抽出。

### ③パブリック・コメント

町民の意見を広く聴取するために、一定期間を設けて、計画案の内容を公表するパブリック・コメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画の取りまとめを実施します。



# **第2章**

## **三芳町の現状**



## 第2章 三芳町の現状

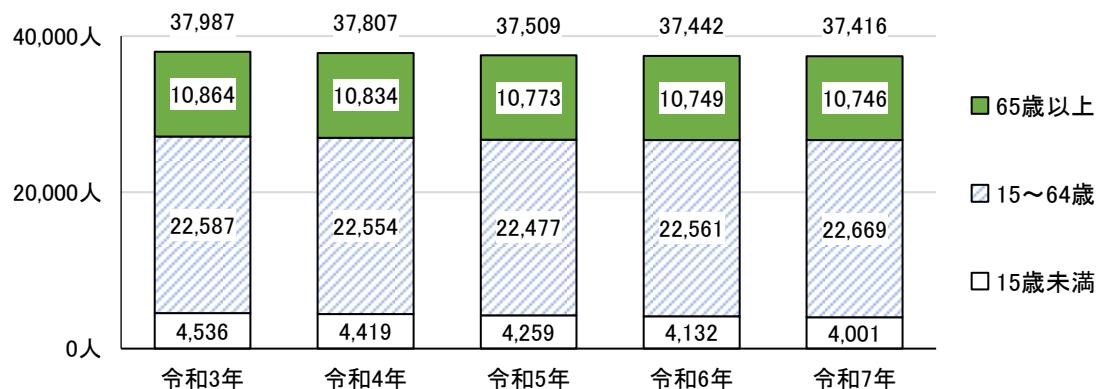
### 1 人口動態等の状況

#### (1) 総人口等の推移

総人口は、令和3年から令和7年にかけて減少傾向で推移し、令和7年9月末現在の総人口は37,416人で、令和3年から571人減少しています。

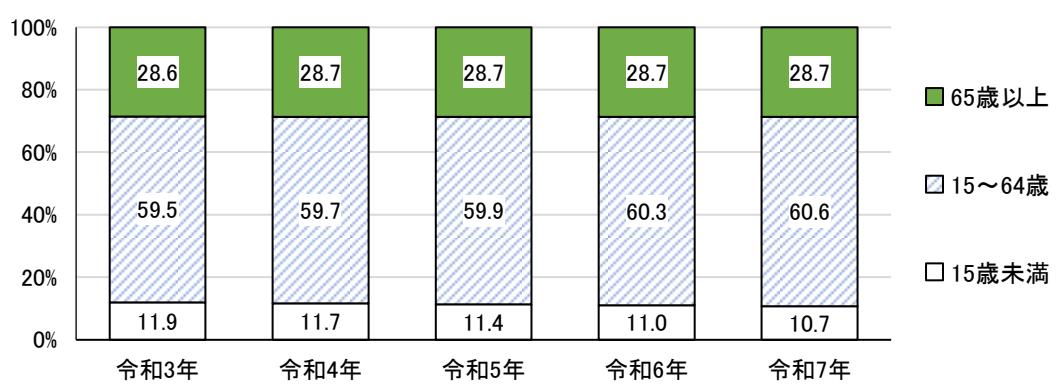
また、年齢3区分別人口構成比の推移をみると、年少人口(0～14歳)が減少する一方で、生産年齢人口(15～64歳)が増加しています。高齢者人口(65歳以上)は横ばいで、令和7年の高齢化率は28.7%となっています。

#### ■総人口の推移



資料:三芳町年齢別人口統計表(各年9月末日)

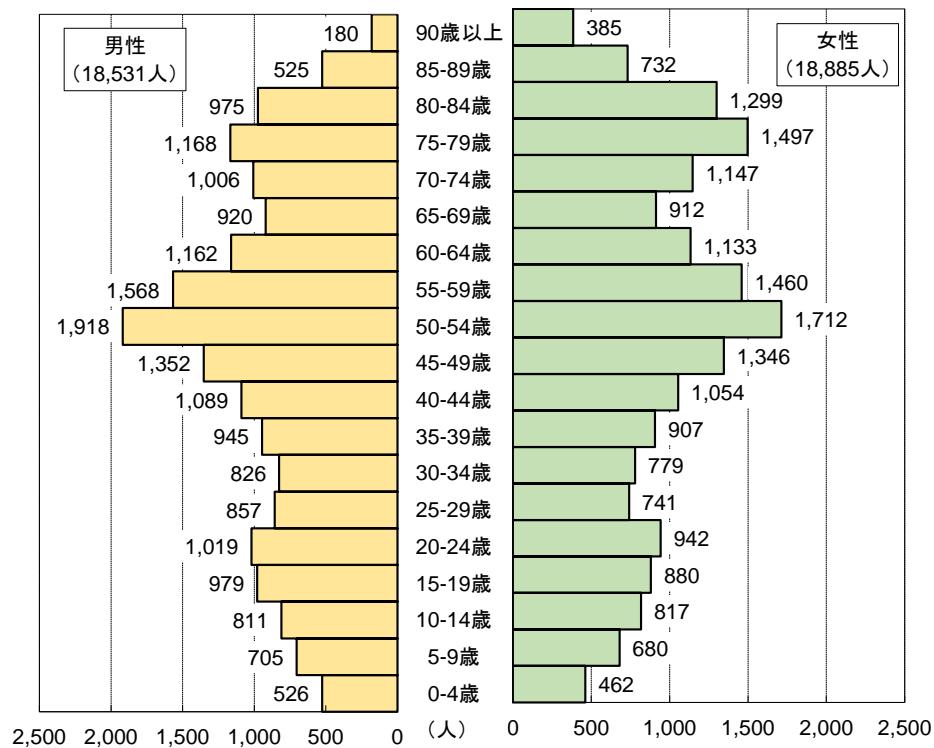
#### ■年齢区分別人口割合の推移



資料:三芳町年齢別人口統計表(各年9月末日)

本町の令和7年9月末日現在の人口を人口ピラミッドでみると、70歳代を中心とした年齢階層と50歳代を中心とした年齢階層の2つの膨らみをもつかたちとなっています。

### ■人口ピラミッド

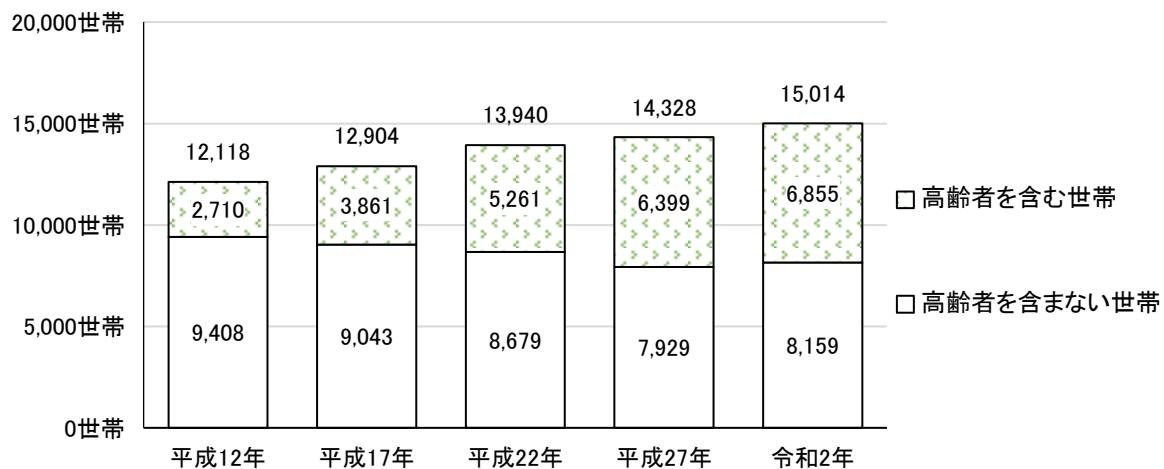


資料:三芳町年齢別人口統計表(令和7年9月末日)

## (2)世帯の状況

本町の世帯数は、年々増加しており、令和2年は15,014世帯で、平成12年から2,896世帯(23.9%)増となっています。高齢者を含まない世帯が減少しているのに対し、高齢者を含む世帯は増加しており、令和2年には6,855世帯で、平成12年から4,145世帯(153.0%)増となっています。また、高齢者を含む世帯の構成比をみると、高齢者独居世帯、高齢者夫婦世帯の割合が年々増加しています。

### ■世帯数の推移



資料:国勢調査

### ■高齢者を含む世帯の構成比



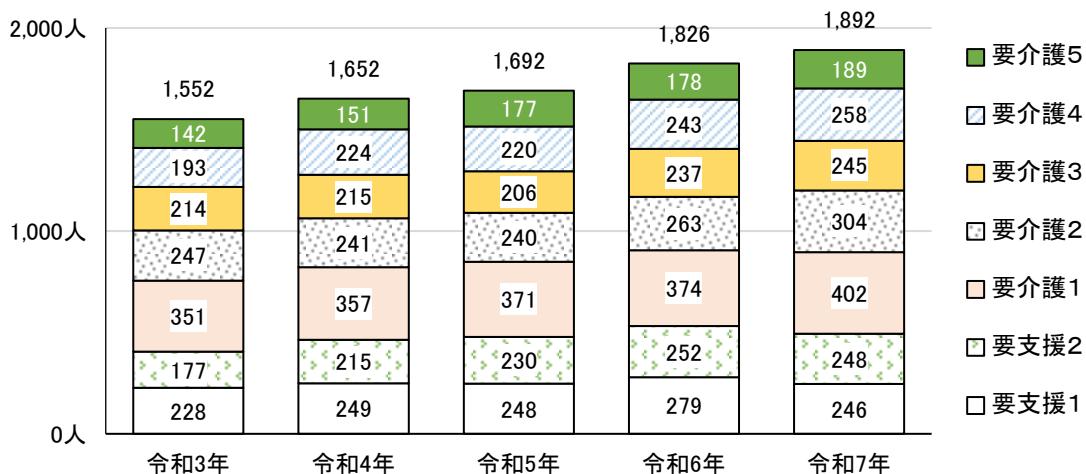
資料:国勢調査

### (3)要支援・要介護認定者数の推移

要介護等認定者の状況をみると、令和3年から令和7年にかけて認定者総数は増加傾向にあり、令和7年8月末現在1,892人となっています。

令和7年の認定者を認定区分別にみると、最重度以上(要介護4及び5)の人数は447人で、認定者総数の2割を占めています。

#### ■要支援・要介護認定者数の推移

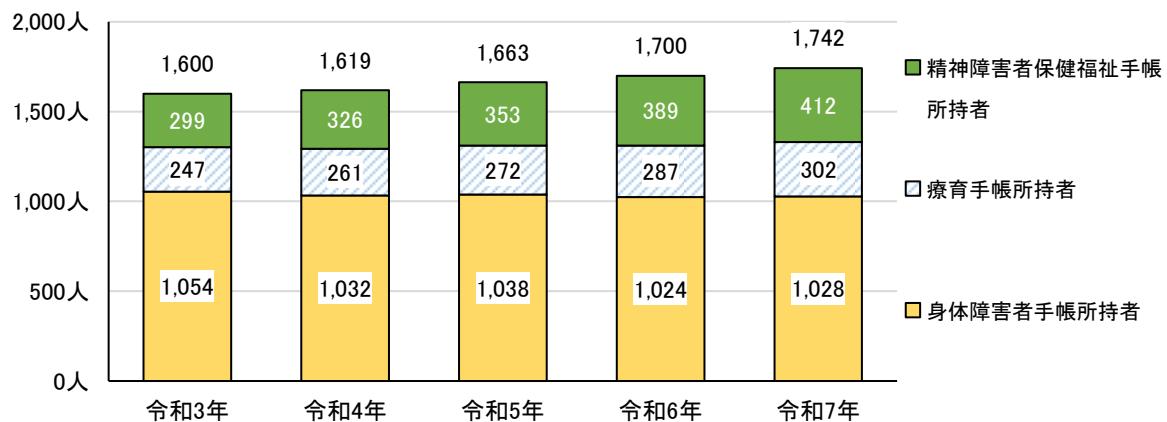


資料:介護保険事業報告(各年9月末)※令和7年のみ8月、後日差し替え

### (4)障害者手帳所持者数等の推移

障害者手帳所持者数(重複も含む)は、全体では増加傾向にあり、令和7年3月末現在1,742人で総人口比は4.66%となっています。内訳は、身体障害者手帳所持者が1,028人、療育手帳所持者が302人、精神障害者保健福祉手帳所持者が412人となっています。身体障害者手帳所持者は横ばい、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

#### ■障害者手帳所持者数等の推移



資料:埼玉県総合リハビリテーションセンター(身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者／各年3月末)

埼玉県精神保健福祉センター(精神障害者保健福祉手帳所持者／各年3月末)

## 2 アンケート調査結果の概要

本調査は、次期計画を策定するにあたり、地域における住民のつながりや地域活動の状況、地域福祉行政に関する意見などを把握し、計画づくりの参考資料として活用するために実施しました。

### ①調査対象者

三芳町在住の18歳以上の住民から行政連絡区別および年代別の人口割合に合わせて1,500人を抽出。

### ②調査時期

令和7年4月

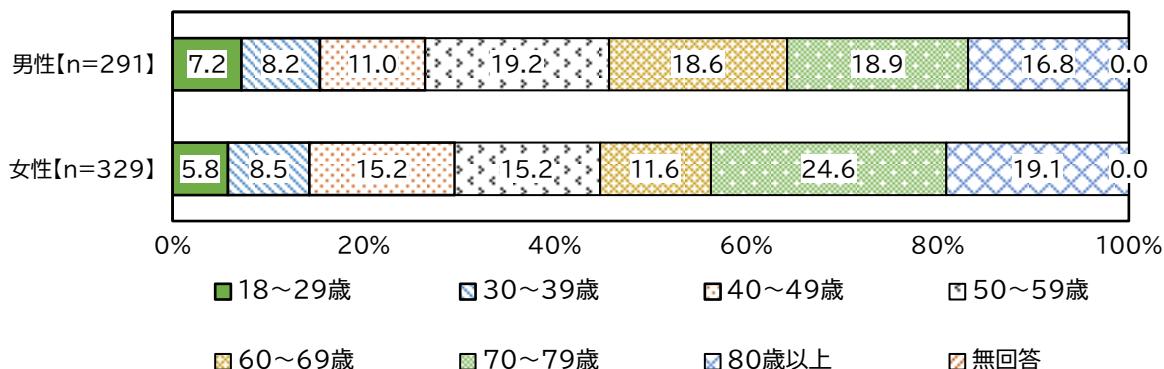
### ③配布・回収方法

郵送配布・郵送回収

### ④調査票の配布・回収状況

配布数	回収数(内web回答)	回収率
1,500件	620件(108件)	41.3%

#### 【男女年齢別】



#### 【地区年齢別】

地区	件数	単位:%							
		18~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80歳以上	無回答
全体	620	6.5	8.4	13.2	17.1	14.8	21.9	18.1	0.0
上富地区	44	9.1	6.8	18.2	15.9	15.9	22.7	11.4	0.0
北永井地区	99	6.1	8.1	11.1	18.2	18.2	22.2	16.2	0.0
藤久保地区	359	6.1	9.2	13.6	16.4	13.9	21.2	19.5	0.0
竹間沢地区	73	6.8	6.8	11.0	20.5	15.1	21.9	17.8	0.0
みよし台地区	34	2.9	5.9	11.8	14.7	14.7	32.4	17.6	0.0

#### ※調査結果について

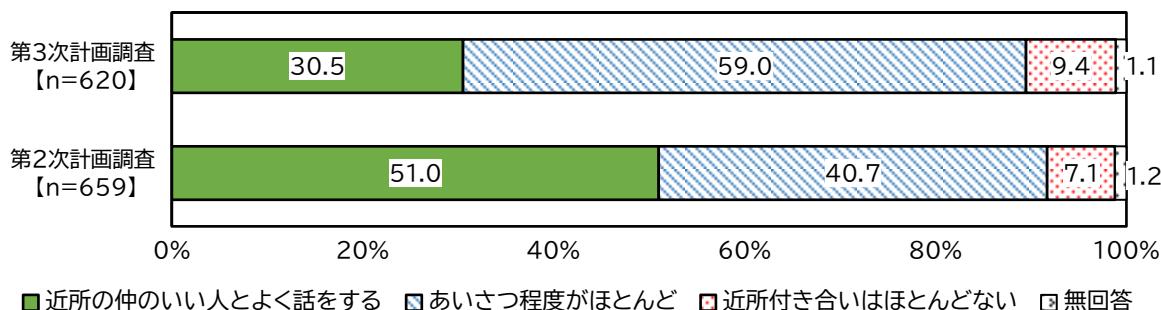
- 【n=\*\*\*】という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- 回答は、各項目の回答該当者数を基数とした回答率(%)で示しています。
- 回答率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の項目では、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答率の合計は100.0%を超えることがあります。
- 説明文及びグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表しています。
- 第2次三芳町地域福祉計画策定の際に行ったアンケート調査との比較をしている箇所があります。

調査期間:令和2年9月 回収数:659件(回収率:44.1%)

## (1)近所の方との付き合い方

Q:あなたは、普段近所の人とどの程度付き合いがありますか。(最も近いもの1つに○)

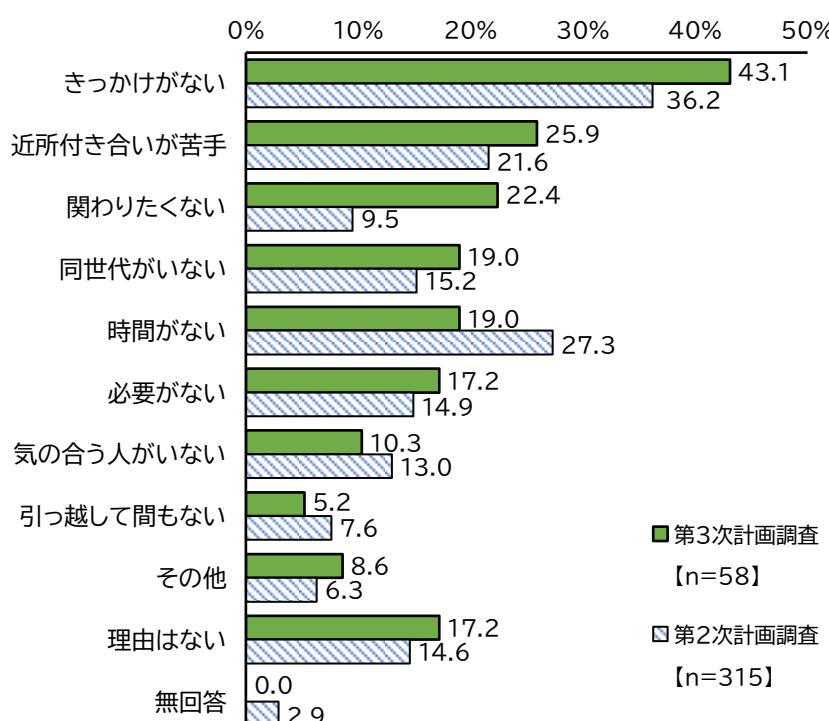
- 「あいさつ程度がほとんど」が59.0%で最も多く、次いで「近所の仲のいい人とよく話をする」が30.5%、「近所付き合いはほとんどない」が9.4%となっています。
- 第2次計画に比べて「近所の仲のいい人とよく話をする」が20.5ポイント減少し、「あいさつ程度がほとんど」が18.3ポイント上昇しており、交流の質の低下が顕著となっています。



## (2)近所付き合いがない理由

Q:あまり近所付き合いがない理由を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

- 「きっかけがない」が43.1%で最も多く、次いで「近所付き合いが苦手」が25.9%、「関わりたくない」が22.4%となっています。
- 第2次計画に比べて「きっかけがない」、「近所付き合いが苦手」、「関わりたくない」、「同世代がない」、「必要がない」が上昇しています。一方で「時間がない」は減少しています。

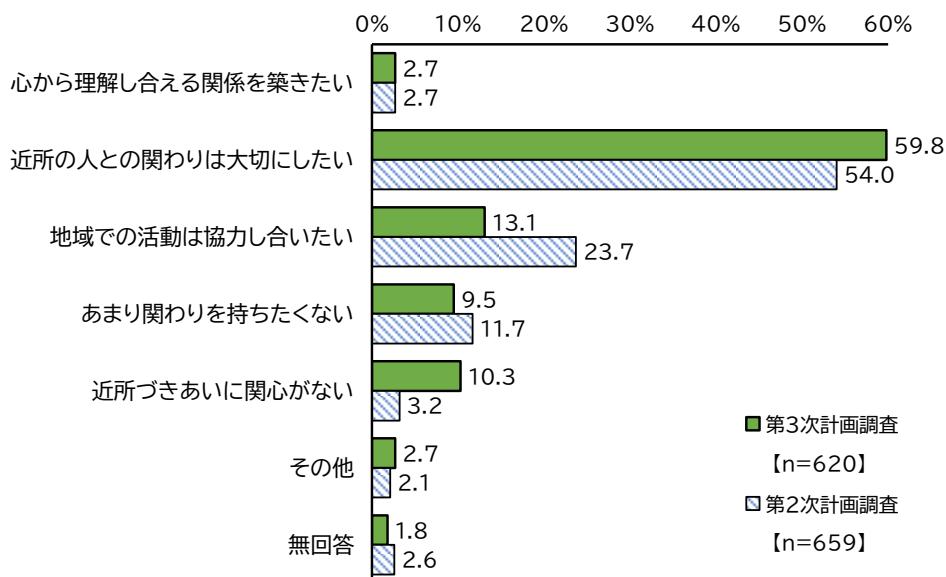


### (3)今後の近所の方との付き合い方

Q:あなたは、今後、近所の人との関わりをどのようにしたいですか。(最も近いもの1つに○)

○「近所の人との関わりは大切にしたい」が 59.8%で最も多く、次いで「地域での活動は協力し合いたい」が 13.1%、「近所づきあいに関心がない」が 10.3%となっています。

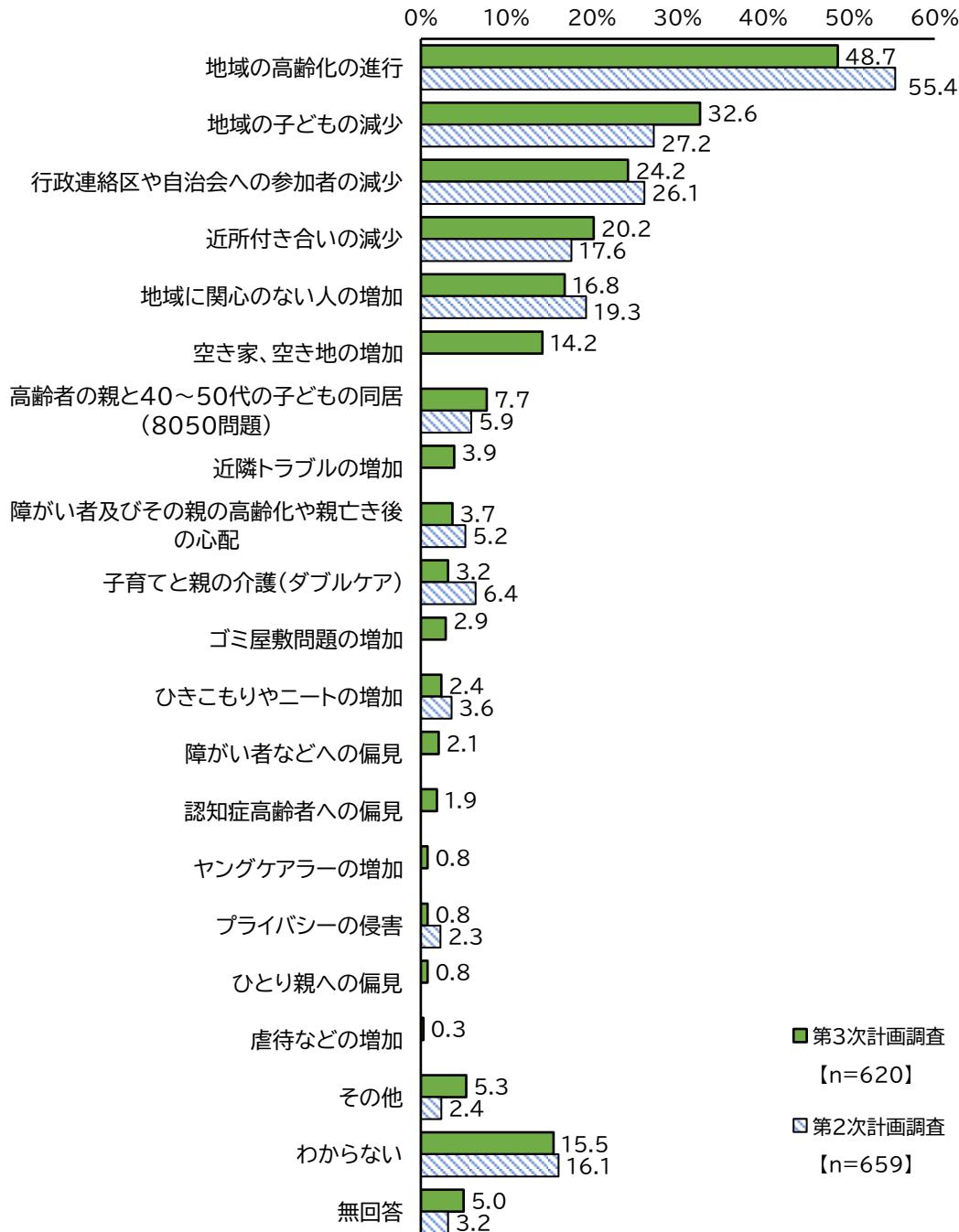
○第2次計画に比べて「心から理解し合える関係を築きたい」と「近所の人との関わりは大切にしたい」の合計値が5.8ポイント増加しています。



#### (4)住んでいる地域の課題

Q:あなたの住んでいる地域の課題と思われることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

○「地域の高齢化の進行」が48.7%で最も多く、次いで「地域の子どもの減少」が32.6%、「行政連絡区や自治会への参加者の減少」が24.2%となっています。

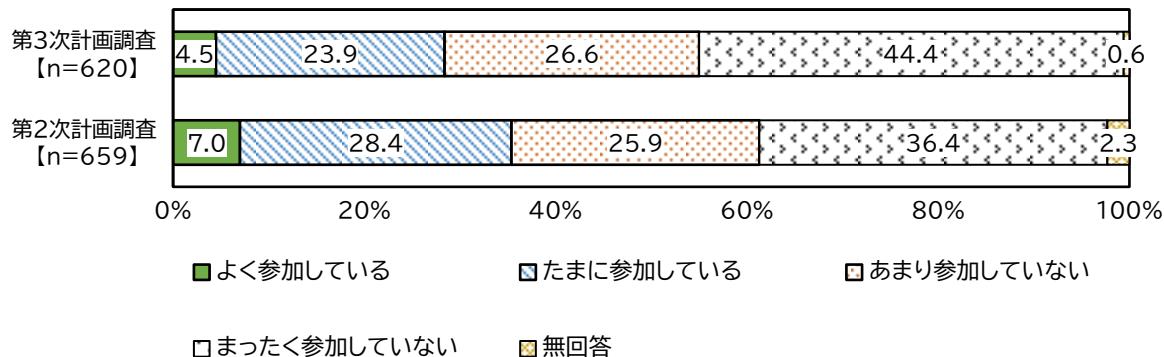


## (5)地域活動の参加状況

Q:あなたは、お住いの地域で行われる活動にどの程度参加していますか。(○は1つ)

○お住いの地域で行われる地域活動の参加状況 「参加している」(「よく参加している」と「たまに参加している」の合計値)が28.4%、「参加していない」(「あまり参加していない」と「参加していない」の合計値)が71.0%となっています。

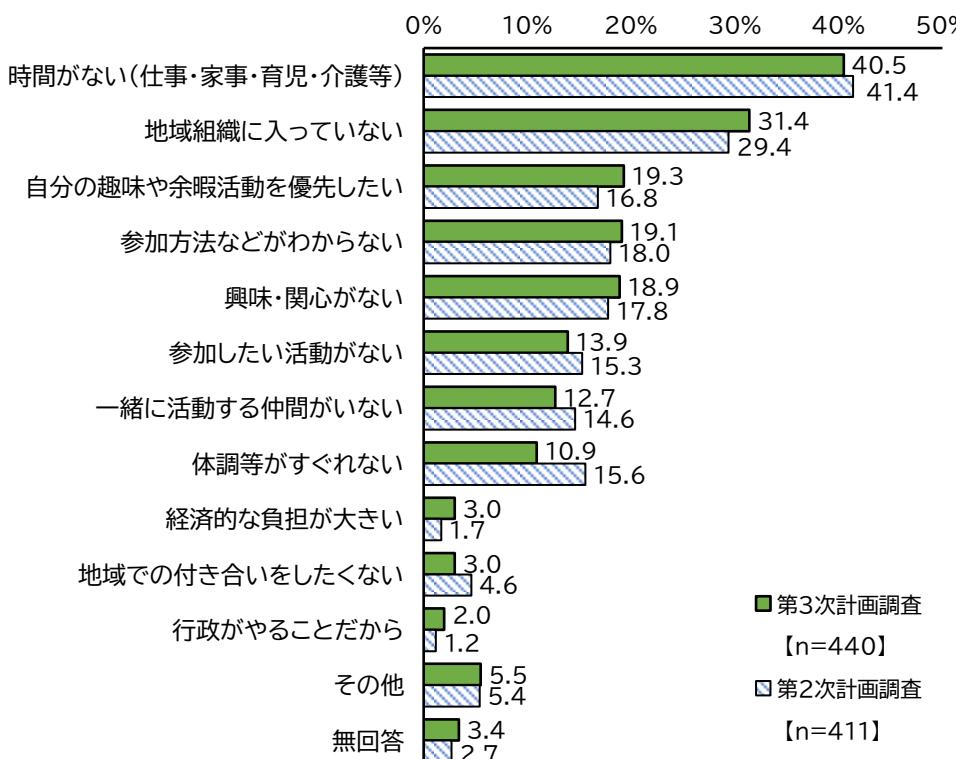
○第2次計画と比べると「参加している」が7.0ポイント減少、「参加していない」が8.7ポイント上昇しています。



## (6)地域活動に参加していない理由

Q:現在参加していない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

○「時間がない(仕事・家事・育児・介護等)」が40.5%で最も多く、次いで「地域組織に入っていない」が31.4%、「自分の趣味や余暇活動を優先したい」が19.3%となっています。

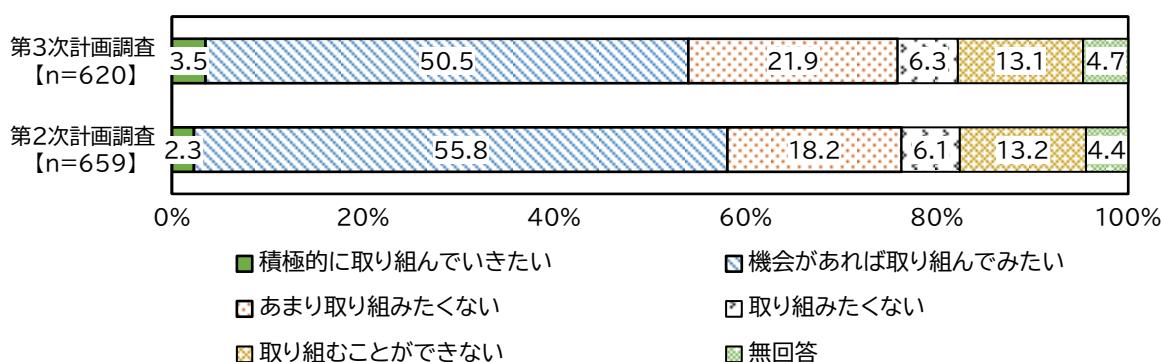


## (7)今後の地域活動の参加意向

Q:あなたは、今後、地域の活動に、どの程度参加したいと考えていますか。

(最も近いもの1つに○)

- 今後の地域活動の参加意向 「取り組みたい」(「積極的に取り組んでいきたい」と「機会があれば取り組んでみたい」の合計値)が54.0%、「取り組みたくない」(「あまり取り組みたくない」と「取り組むことができない」の合計値)が28.2%となっています。
- 第2次計画と比べると「取り組みたい」が4.1ポイント減少、「取り組みたくない」が3.9ポイント上昇しています。
- 18~49歳では「機会があれば取り組んでみたい」が6割います。
- 竹間沢地区では「機会があれば取り組んでみたい」が他の地区に比べて高くなっています。  
一方、みよし台地区では「取り組みたくない」が他の地区に比べて高くなっています。



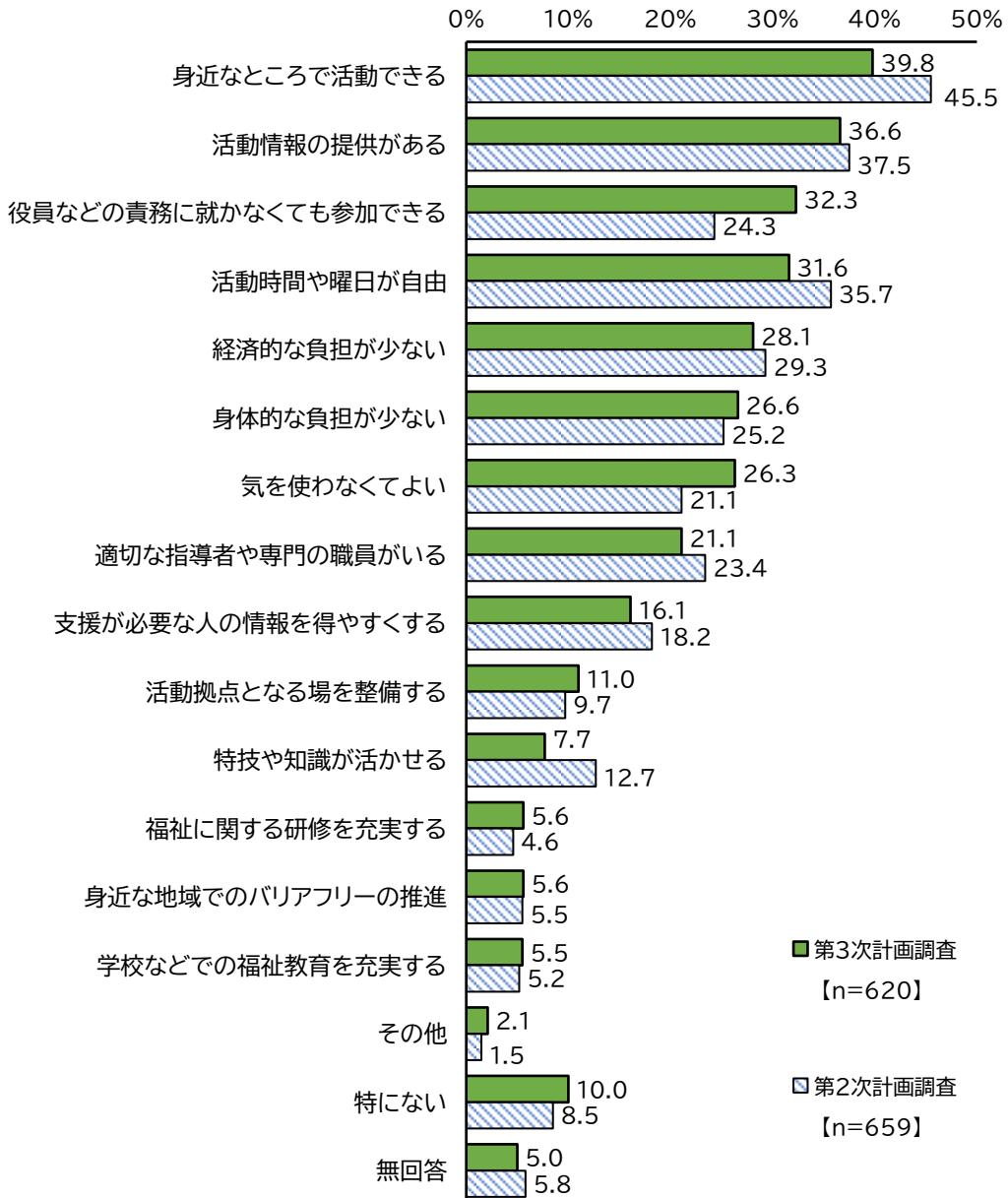
### 【クロス集計】

		件数	積極的に取り組んでいきたい	機会があれば取り組んでみたい	あまり取り組みたくない	取り組みたくない	取り組むことができない	無回答	単位:%
全体		620	3.5	50.5	21.9	6.3	13.1	4.7	
年齢	18~29歳	40	7.5	52.5	22.5	7.5	7.5	2.5	
	30~39歳	52	1.9	59.6	26.9	5.8	5.8	0.0	
	40~49歳	82	0.0	61.0	25.6	6.1	6.1	1.2	
	50~59歳	106	0.9	58.5	18.9	14.2	4.7	2.8	
	60~69歳	92	7.6	46.7	30.4	4.3	7.6	3.3	
	70~79歳	136	2.2	53.7	16.9	4.4	17.6	5.1	
	80歳以上	112	6.3	29.5	18.8	2.7	30.4	12.5	
地区	上富地区	44	6.8	54.5	20.5	2.3	9.1	6.8	
	北永井地区	99	3.0	49.5	23.2	5.1	11.1	8.1	
	藤久保地区	359	3.9	48.7	21.4	6.4	15.3	4.2	
	竹間沢地区	73	1.4	65.8	20.5	2.7	6.8	2.7	
	みよし台地区	34	2.9	44.1	26.5	14.7	8.8	2.9	

## (8)地域の活動を活発にするために重要なこと

Q:あなたは、地域の活動を活発にするには、どのようなことが重要だと思いますか。  
(あてはまるものすべてに○)

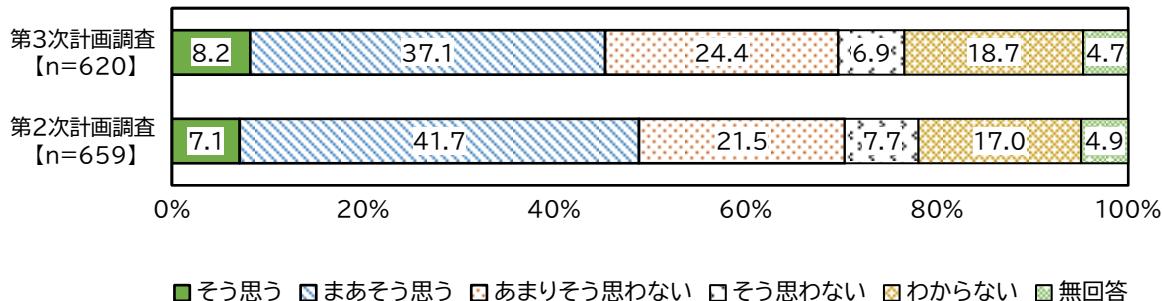
○「身近なところで活動できる」が39.8%で最も多く、次いで「活動情報の提供がある」が36.6%、「役員などの責務に就かなくても参加できる」が32.3%となっており、気軽さや情報提供、負担軽減といった回答が多く挙げられています。



## (9) 地域のつながりや支え合いについて

【地域での気配りがあり、孤独を感じない】

○「まあそう思う」が37.1%で最も多く、次いで「あまりそう思わない」が24.4%となっています。

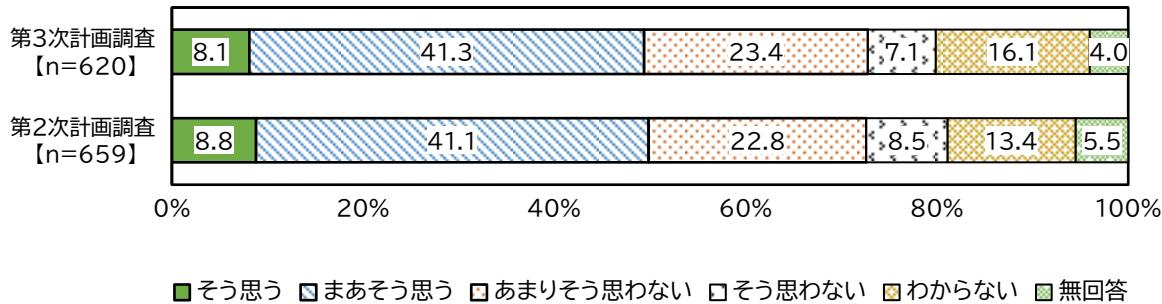


## 【クロス集計】

		件数	そう思う	まあそう思う	あまり そう思わない	そう思わない	わからない	無回答	単位:%
全体		620	8.2	37.1	24.4	6.9	18.7	4.7	
地区	上富地区	44	13.6	38.6	13.6	4.5	25.0	4.5	
	北永井地区	99	6.1	42.4	20.2	8.1	15.2	8.1	
	藤久保地区	359	8.4	36.8	25.1	6.4	18.9	4.5	
	竹間沢地区	73	6.8	35.6	28.8	9.6	15.1	4.1	
	みよし台地区	34	8.8	20.6	35.3	5.9	29.4	0.0	

## 【人と人のつながりがある】

○「まあそう思う」が41.3%で最も多く、次いで「あまりそう思わない」が23.4%となっています。

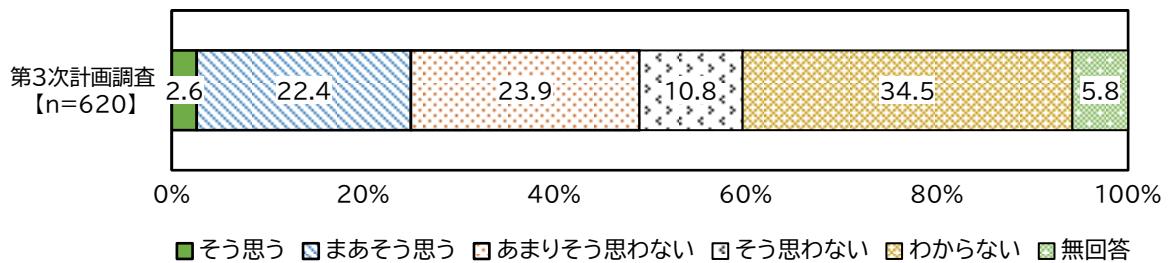


## 【クロス集計】

		件数	そう思う	まあそう思う	あまり そう思わない	そう思わない	わからない	無回答	単位:%
全体		620	8.1	41.3	23.4	7.1	16.1	4.0	
地区	上富地区	44	18.2	40.9	13.6	4.5	18.2	4.5	
	北永井地区	99	7.1	45.5	24.2	5.1	11.1	7.1	
	藤久保地区	359	7.5	41.2	24.8	6.4	16.4	3.6	
	竹間沢地区	73	9.6	38.4	19.2	12.3	17.8	2.7	
	みよし台地区	34	2.9	32.4	29.4	11.8	20.6	2.9	

### 【地域住民同士の支え合いの取り組みがある】

- 「わからない」が34.5%で最も多く、次いで「あまりそう思わない」が23.9%、「まあそう思う」が22.4%となっています。



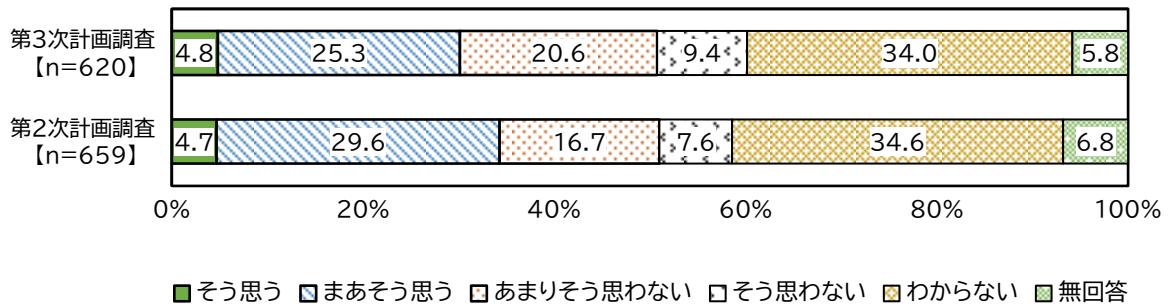
### 【クロス集計】

		件数	そう思う	まあそう思う	あまり そう思わない	そう思わない	わからない	無回答	
地区		全般	620	2.6	22.4	23.9	10.8	34.5	5.8
地区	上富地区	44	2.3	34.1	13.6	11.4	31.8	6.8	
	北永井地区	99	1.0	22.2	25.3	8.1	35.4	8.1	
	藤久保地区	359	3.6	22.3	23.4	11.4	33.7	5.6	
	竹間沢地区	73	1.4	19.2	28.8	11.0	34.2	5.5	
	みよし台地区	34	0.0	14.7	32.4	11.8	41.2	0.0	

- 上富地区では地域の気配りや、つながり、支え合い、地域住民同士の支え合いの取り組みが「ある」という回答が他の地区に比べて高いのに対して、みよし台地区では「思わない」というネガティブな回答が他の地区に比べて高くなっています。

### 【情報提供や相談・連絡のしくみがある】

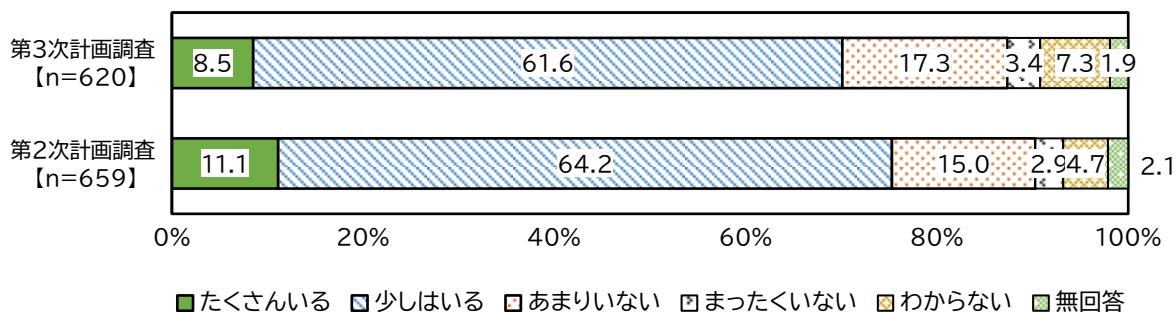
- 「思う」（「そう思う」と「まあそう思う」の合計値）が30.1%、「思わない」（「あまりそう思わない」と「思わない」の合計値）が30.0%となっています。
- 第2次計画と比べると「思う」が4.2ポイント減少、「思わない」が5.7ポイント上昇しています。



## (10) 身近に悩みや不安を受け止め、耳を傾けてくれる人の有無

Q: あなたの身近に悩みや不安を受け止め、耳を傾けてくれる人はいますか。(1つに○)

- 「いる」(「たくさんいる」と「少しある」の合計値)が70.1%、「いない」(「あまりいない」と「いない」の合計値)が20.7%となっています。
- 第2次計画と比べると「いる」が5.2ポイント減少、「いない」が2.8ポイント上昇しています。
- 年齢別でみると、50~59歳では、「いない」(「あまりいない」と「まったくない」の合計値)が3割となっています。
- 地区別でみると、藤久保地区、竹間沢地区、みよし台地区で「いない」と回答した割合が全体より高くなっています。



### 【クロス集計】

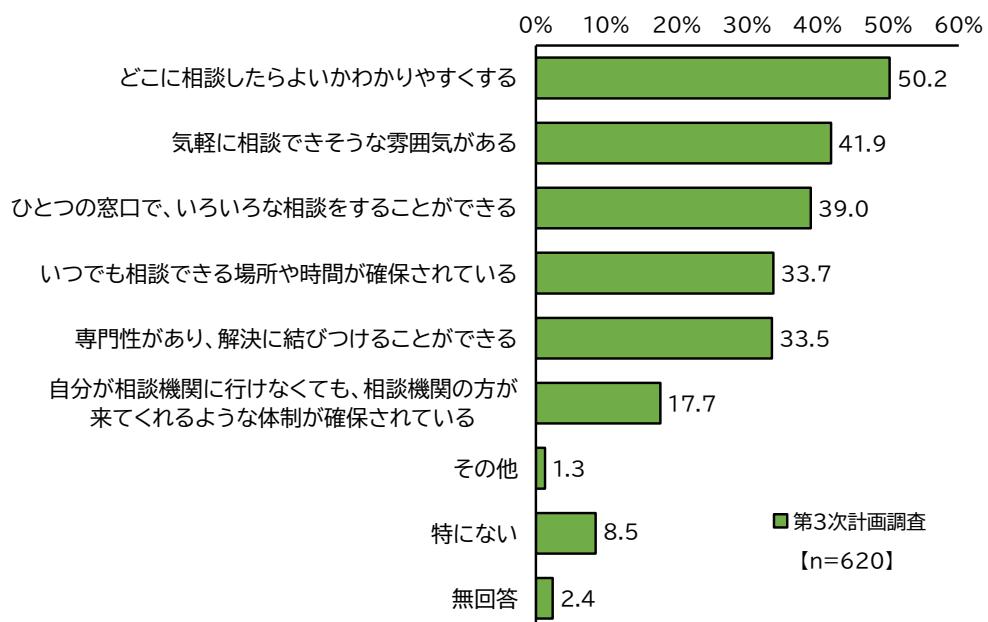
		件数	たくさんいる	少しある	あまりいない	まったくない	わからない	無回答	単位:%
全体		620	8.5	61.6	17.3	3.4	7.3	1.9	
年齢	18~29歳	40	20.0	60.0	15.0	0.0	2.5	2.5	
	30~39歳	52	15.4	65.4	15.4	1.9	1.9	0.0	
	40~49歳	82	11.0	65.9	12.2	3.7	6.1	1.2	
	50~59歳	106	5.7	58.5	26.4	3.8	4.7	0.9	
	60~69歳	92	1.1	65.2	18.5	4.3	9.8	1.1	
	70~79歳	136	5.9	64.0	16.9	2.9	8.1	2.2	
	80歳以上	112	11.6	54.5	13.4	4.5	11.6	4.5	
地区	上富地区	44	11.4	56.8	13.6	0.0	15.9	2.3	
	北永井地区	99	9.1	64.6	12.1	5.1	7.1	2.0	
	藤久保地区	359	8.1	61.8	18.4	3.3	6.1	2.2	
	竹間沢地区	73	12.3	56.2	21.9	1.4	6.8	1.4	
	みよし台地区	34	2.9	61.8	17.6	5.9	11.8	0.0	

## (11)相談先に求めること

Q:今後、様々な相談をすることになったとき、相談先にはどんなことを求めますか。  
(あてはまるものすべてに○)

○「どこに相談したらよいかわかりやすくする」が50.2%で最も多く、次いで「気軽に相談できそうな雰囲気がある」が41.9%、「ひとつの窓口で、いろいろな相談をすることができる」が39.0%となっています。

○年齢別でみると、18~49歳では、「気軽に相談できそうな雰囲気がある」、また、年齢があがるごとに「自分が相談機関に行けなくても、相談機関の方が来てくれるような体制が確保されている」という回答も高くなっています。



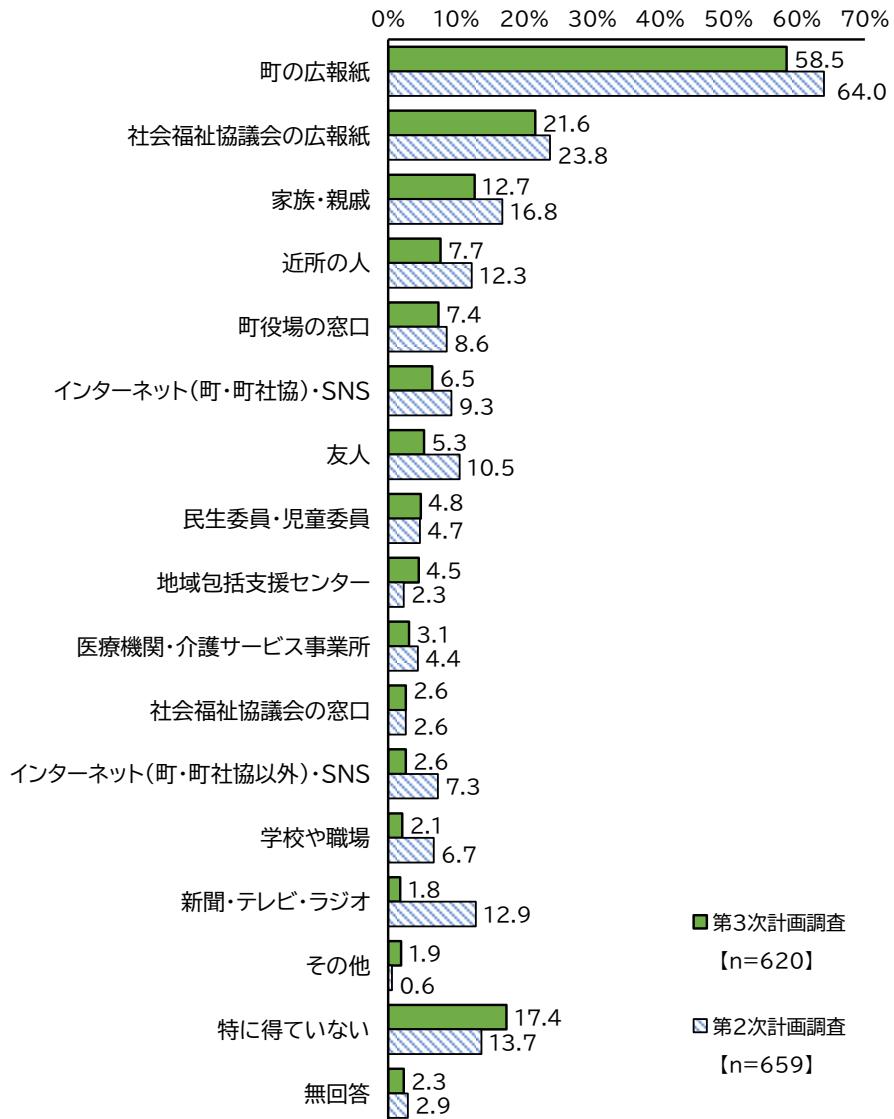
### 【クロス集計】

	件数	どこに相談したらよいかわかりやすくする	いつでも相談できる場所や時間が確保されている	自分が相談機関に行けなくても、相談機関の方が来てくれるような体制が確保されている	気軽に相談できそうな雰囲気がある	ひとつの窓口で、いろいろな相談をすることができる	専門性があり、解決に結びつけることができる	その他	特はない	無回答	単位:%
全体	620	50.2	33.7	17.7	41.9	39.0	33.5	1.3	8.5	2.4	
年齢	18~29歳	40	47.5	47.5	7.5	50.0	22.5	32.5	7.5	12.5	0.0
	30~39歳	52	44.2	42.3	9.6	59.6	26.9	38.5	0.0	5.8	0.0
	40~49歳	82	48.8	34.1	6.1	56.1	26.8	42.7	1.2	4.9	0.0
	50~59歳	106	57.5	35.8	16.0	53.8	46.2	41.5	2.8	5.7	0.0
	60~69歳	92	53.3	39.1	14.1	39.1	41.3	35.9	0.0	12.0	3.3
	70~79歳	136	50.7	31.6	25.7	33.8	48.5	30.1	0.7	8.1	2.2
	80歳以上	112	44.6	20.5	28.6	21.4	39.3	19.6	0.0	11.6	8.0

## (12)町の福祉に関する情報の入手方法

Q:あなたは、町の福祉に関する情報をどこから入手していますか。(あてはまるものすべてに○)

○「町の広報紙」が58.5%で最も多く、次いで「社会福祉協議会の広報紙」が21.6%、「家族・親戚」が12.7%となっています。また、「特に得ていない」が17.4%となっています。



### 【クロス集計】

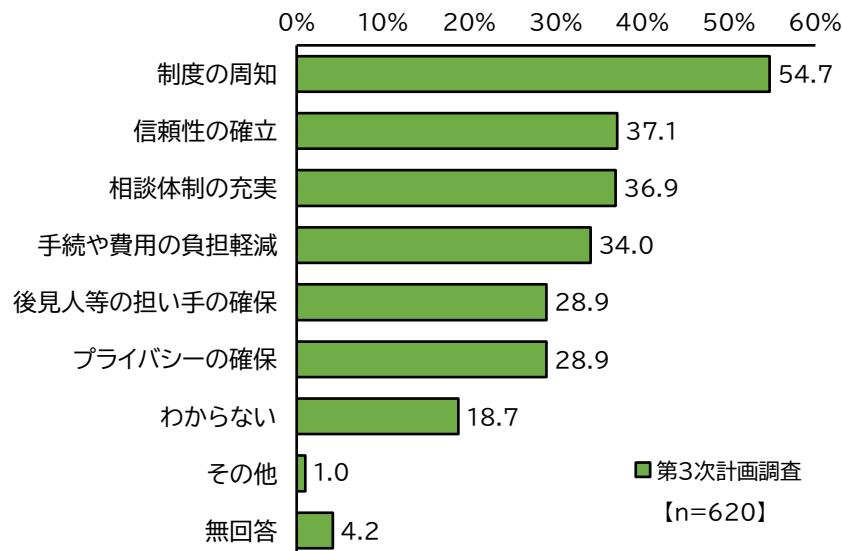
		件数	町の広報紙	社会福祉協議会の広報紙	家族・親戚	近所の人	町役場の窓口	インターネット(町・町社協)・SNS	友人	民生委員・児童委員	特に得ていない	単位:%
年齢	全体	620	58.5	21.6	12.7	7.7	7.4	6.5	5.3	4.8	17.4	
	18~29歳	40	32.5	2.5	35.0	2.5	0.0	2.5	5.0	2.5	40.0	
	30~39歳	52	51.9	5.8	13.5	7.7	1.9	19.2	1.9	1.9	25.0	
	40~49歳	82	53.7	11.0	14.6	7.3	4.9	4.9	3.7	0.0	19.5	
	50~59歳	106	56.6	22.6	8.5	1.9	8.5	14.2	4.7	0.9	18.9	
	60~69歳	92	60.9	20.7	5.4	7.6	6.5	5.4	3.3	2.2	23.9	
	70~79歳	136	71.3	33.8	12.5	11.8	12.5	2.2	7.4	6.6	8.8	
地区	80歳以上	112	58.9	28.6	13.4	10.7	8.0	1.8	8.0	14.3	8.0	
	上富地区	44	36.4	15.9	22.7	18.2	15.9	0.0	4.5	9.1	27.3	
	北永井地区	99	52.5	20.2	18.2	12.1	5.1	7.1	6.1	5.1	15.2	
	藤久保地区	359	63.2	22.0	10.9	5.6	6.7	7.5	5.3	4.2	16.2	
	竹間沢地区	73	60.3	23.3	11.0	6.8	8.2	5.5	6.8	5.5	15.1	
みよし台地区	みよし台地区	34	47.1	32.4	2.9	5.9	8.8	5.9	0.0	5.9	26.5	

### (13)成年後見制度の利用促進に必要なこと

Q:成年後見制度を利用しやすくするために、どのようなことが必要だと思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

○「制度の周知」が54.7%で最も多く、次いで「信頼性の確立」が37.1%、「相談体制の充実」が36.9%となっています。

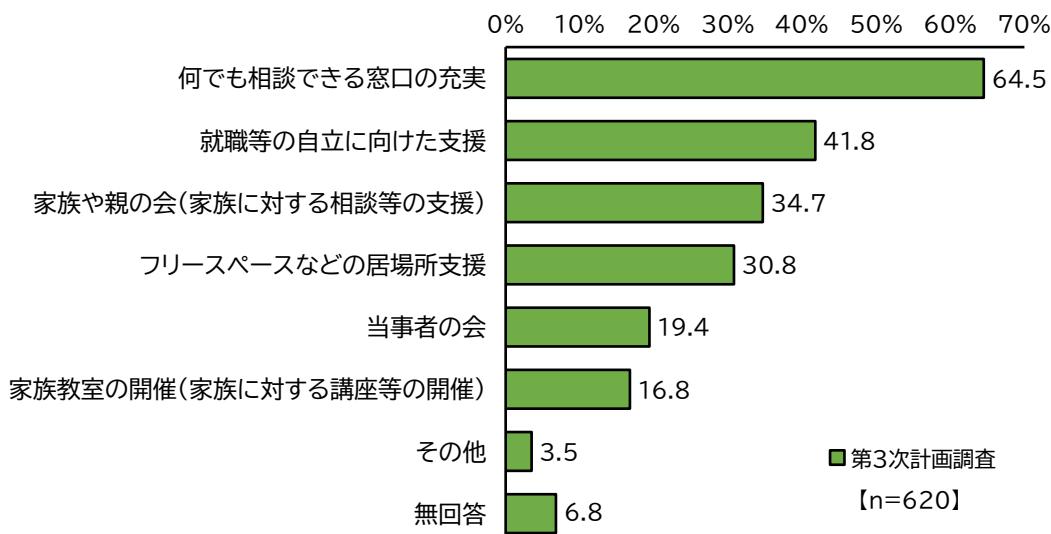


### (14)ひきこもりの方やその家族に対する支援に必要なこと

Q:ひきこもりの方やその家族に対する支援として、どのような支援が必要だと思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

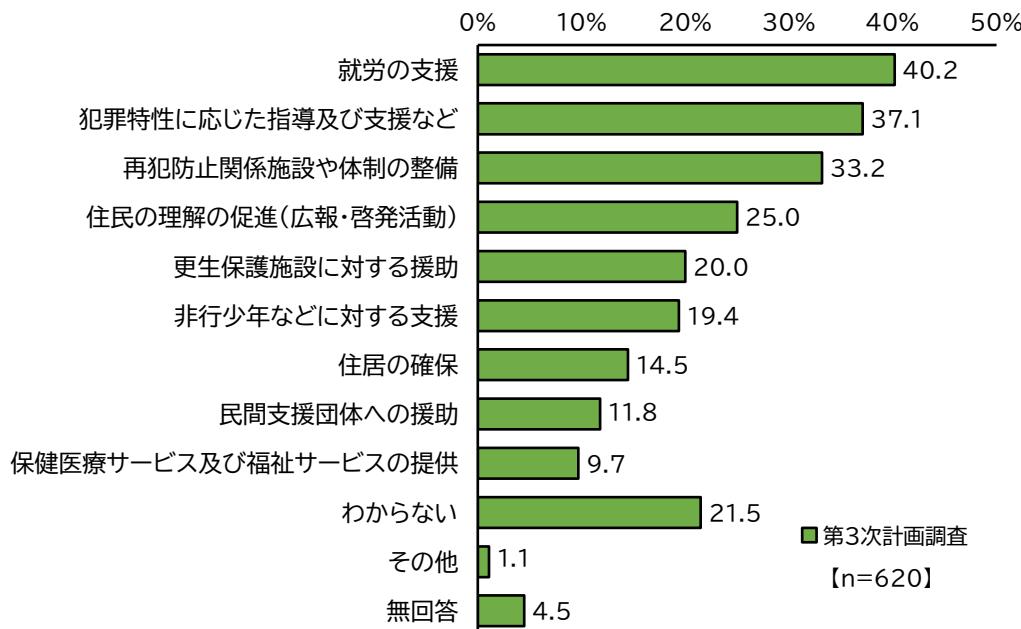
○「何でも相談できる窓口の充実」が64.5%で最も多く、次いで「就職等の自立に向けた支援」が41.8%、「家族や親の会(家族に対する相談等の支援)」が34.7%となっています。



### (15)再犯防止を推進するために必要な取り組み

Q:再犯防止を推進するにあたって、どのような取り組みが必要だと思いますか。  
(あてはまるものすべてに○)

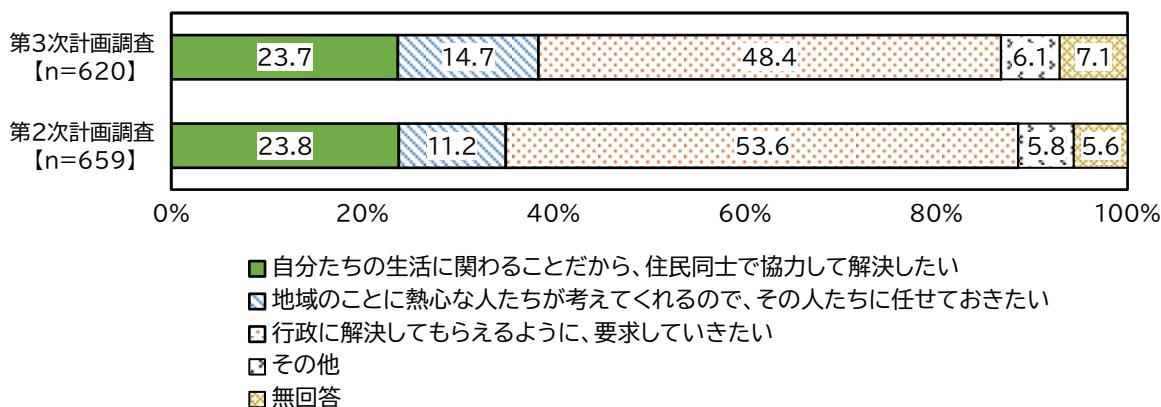
- 「就労の支援」が40.2%で最も多く、次いで「犯罪特性に応じた指導及び支援など」が37.1%、「再犯防止関係施設や体制の整備」が33.2%となっています。



### (16)地域における不安や課題に対しての解決主体について

Q:あなたは、地域における日常生活の不安や課題に対して、どのような方法で解決するのが良いと思いますか。(最も近いもの1つに○)

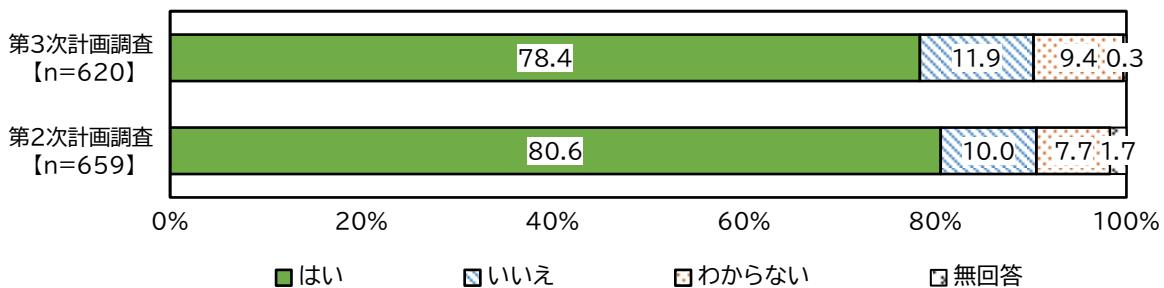
- 「行政に解決してもらえるように、要求していきたい」が48.4%で最も多く、次いで「自分たちの生活に関わることだから、住民同士で協力して解決したい」が23.7%、「地域のことに熱心な人たちが考えてくれるので、その人たちに任せておきたい」が14.7%となっています。
- 第2次計画に比べて「行政に解決してもらえるように、要求していきたい」が5.2ポイント減少、「地域のことに熱心な人たちが考えてくれるので、その人たちに任せておきたい」が3.5%上昇しています。



### (17) 災害時の避難場所の認知度

Q: 災害時の避難場所を知っていますか。(1つに○)

○「はい」が78.4%で最も多く、次いで「いいえ」が11.9%となっています。



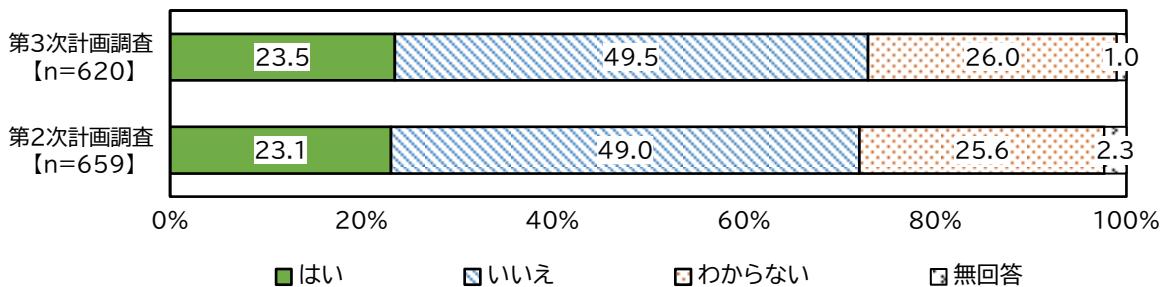
#### 【クロス集計】

		件数	はい	いいえ	わからない	無回答
地区						単位：%
全体		620	78.4	11.9	9.4	0.3
上富地区		44	72.7	11.4	15.9	0.0
北永井地区		99	80.8	9.1	9.1	1.0
藤久保地区		359	78.6	13.1	8.1	0.3
竹間沢地区		73	79.5	11.0	9.6	0.0
みよし台地区		34	82.4	5.9	11.8	0.0

### (18) 自主防災組織の認知度

Q: 地域の自主防災組織を知っていますか。(1つに○)

○「いいえ」が49.5%で最も多く、次いで「はい」が23.5%となっています。



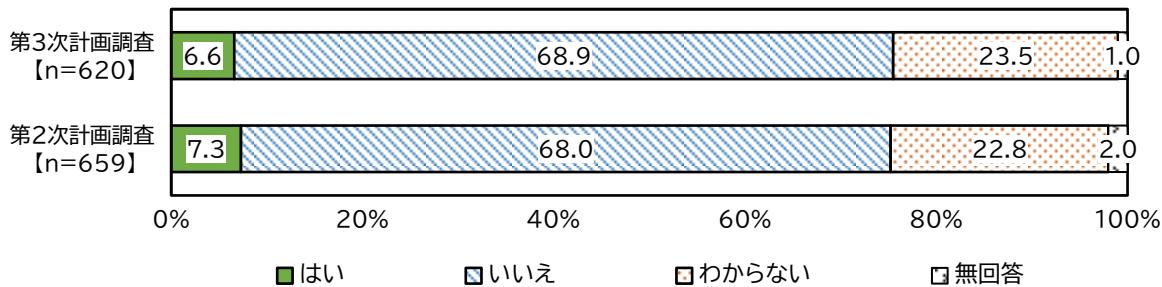
#### 【クロス集計】

		件数	はい	いいえ	わからない	無回答
地区						単位：%
全体		620	23.5	49.5	26.0	1.0
上富地区		44	22.7	38.6	36.4	2.3
北永井地区		99	25.3	45.5	27.3	2.0
藤久保地区		359	19.8	54.9	25.1	0.3
竹間沢地区		73	24.7	39.7	34.2	1.4
みよし台地区		34	55.9	35.3	5.9	2.9

## (19)自主防災組織の加入状況

Q:地域の自主防災組織に入っていますか。(1つに○)

○「いいえ」が68.9%で最も多い、次いで「はい」が6.6%となっています。



### 【クロス集計】

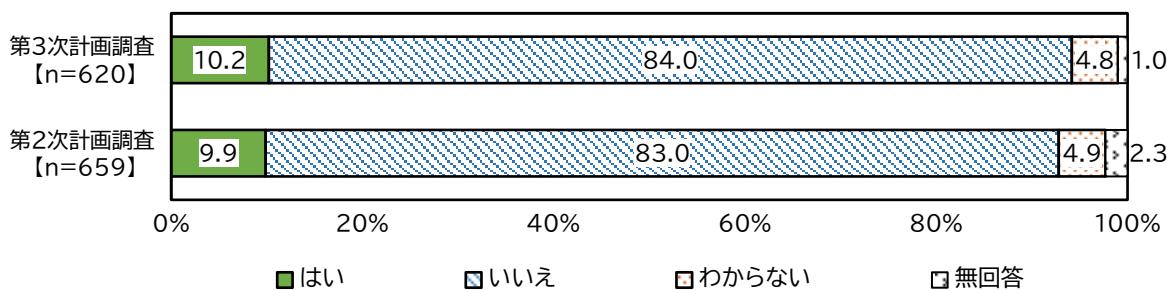
		件数	はい	いいえ	わからない	無回答	単位:%
地区	全体	620	6.6	68.9	23.5	1.0	
地区	上富地区	44	9.1	63.6	25.0	2.3	
	北永井地区	99	6.1	69.7	23.2	1.0	
	藤久保地区	359	6.1	68.8	24.8	0.3	
	竹間沢地区	73	5.5	64.4	27.4	2.7	
	みよし台地区	34	14.7	76.5	5.9	2.9	

## (20)防災訓練の参加状況

Q:日ごろから地域の防災訓練に参加していますか。(1つに○)

○「いいえ」が84.0%で最も多く、次いで「はい」が10.2%となっています。

○みよし台地区では、災害時の避難場所、自主防災組織の認知度や自主防災組織、防災訓練の参加状況が他の地区に比べて高くなっています。一方、藤久保地区では災害時の避難場所、自主防災組織の認知度や防災訓練の参加状況が低くなっています。

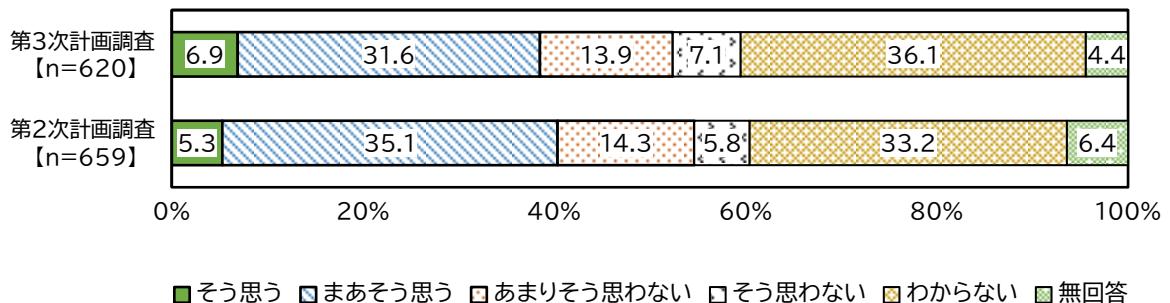


### 【クロス集計】

		件数	はい	いいえ	わからない	無回答	単位:%
地区	全体	620	10.2	84.0	4.8	1.0	
地区	上富地区	44	11.4	81.8	2.3	4.5	
	北永井地区	99	10.1	81.8	7.1	1.0	
	藤久保地区	359	8.9	86.1	4.7	0.3	
	竹間沢地区	73	11.0	80.8	6.8	1.4	
	みよし台地区	34	20.6	76.5	0.0	2.9	

### 【町全体で防災・減災に取り組んでいる】

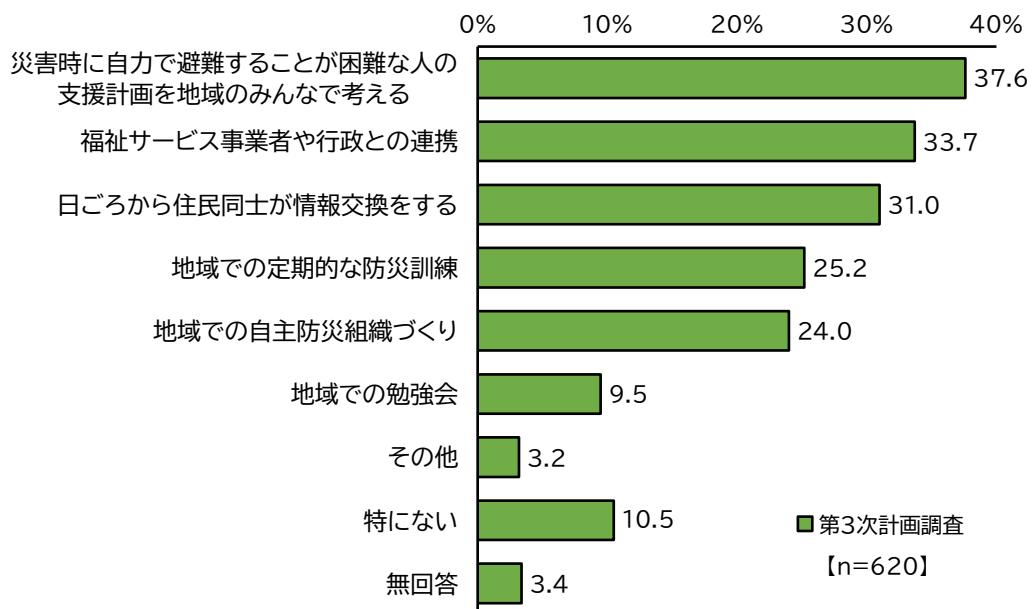
- 「思う」(「そう思う」と「まあそう思う」の合計値)が38.5%、「思わない」(「あまりそう思わない」と「思わない」の合計値)が43.2%となっています。
- 第2次計画と比べると「思う」が1.9ポイント減少、「思わない」が4.2ポイント上昇しています。



### (21)災害時に住民同士が協力し合うために必要なこと

Q: 災害時に住民同士が協力し合うためには、どのようなことが必要だと思いますか。  
(あてはまるものすべてに○)

- 「災害時に自力で避難することが困難な人の支援計画を地域のみんなで考える」が37.6%で最も多く、次いで「福祉サービス事業者や行政との連携」が33.7%、「日ごろから住民同士が情報交換をする」が31.0%となっています。



### 3 第2次計画の振り返り

第2次計画では、3つの基本目標、7つの施策の方向、24の具体的施策に体系化し、70の事業等に取り組みました。

これらの取り組み状況は下表のとおりです。「目標を達成している」又は「目標を概ね達成している」ものが66件(94.3%)です。一方で「目標を下回っており、努力が必要である」又は「目標を大幅に下回っており、改善を要する」は4件(5.7%)でした。なお、本計画は、各事業について利用者数など数値目標を設定し、事業を推進する性格の計画ではないため、取り組み状況の評価は、町において自己評価を行いました。

取り組みの評価 基本目標	取り組み及び事業数	目標を達成している		目標を概ね達成している		目標を下回っており、努力が必要である	目標を大幅に下回っており、改善を要する
		A	B	C	D		
基本目標1 みんなでつくる地域づくり	17	5	12	0	0		
1-1 福祉教育の充実	8	3	5	0	0		
1-1-1 福祉教育・人材育成	5	3	2	0	0		
1-1-2 地域活動・ボランティア活動	3	0	3	0	0		
1-2 地域づくりの充実	9	2	7	0	0		
1-2-1 地域における活動の促進	3	0	3	0	0		
1-2-2 交流の場・活動の場づくり	4	1	3	0	0		
1-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくり	2	1	1	0	0		
基本目標2 適切な支援を受けるための地域づくり	11	3	7	1	0		
2-1 総合相談体制の充実	5	2	2	1	0		
2-1-1 相談窓口の強化	1	1	0	0	0		
2-1-2 ワンストップサービス	1	0	0	1	0		
2-1-3 我が事・丸ごと	1	0	1	0	0		
2-1-4 多職種連携の推進	2	1	1	0	0		
2-2 支え合いの充実	6	1	5	0	0		
2-2-1 行政連絡区、民生委員等との連携強化	2	1	1	0	0		
2-2-2 住民自身による地域課題検討の場の創設	2	0	2	0	0		
2-2-3 町社会福祉協議会との連携強化	2	0	2	0	0		
基本目標3 快適に住み続けられる地域づくり	42	18	21	0	3		
3-1 安全対策の充実	15	5	10	0	0		
3-1-1 防災対策の充実	5	2	3	0	0		
3-1-2 防犯対策の充実	4	1	3	0	0		
3-1-3 感染症対策	1	1	0	0	0		
3-1-4 再犯防止	5	1	4	0	0		
3-2 権利擁護体制の充実	16	8	5	0	3		
3-2-1 成年後見制度利用促進	5	1	1	0	3		
3-2-2 権利擁護事業の充実	2	2	0	0	0		
3-2-3 虐待防止対策の強化	4	4	0	0	0		
3-2-4 自殺対策の強化	5	1	4	0	0		
3-3 情報提供の充実	11	5	6	0	0		
3-3-1 福祉に関する情報提供	4	1	3	0	0		
3-3-2 災害時の情報発信提供	2	1	1	0	0		
3-3-3 身近な地域の情報提供	2	1	1	0	0		
3-3-4 情報の保障	3	2	1	0	0		
総計	70	26	40	1	3		
		37.1%	57.1%	1.4%	4.3%		

## 基本目標1 みんなでつくる地域づくり

地域住民が自主的に課題の解決に取り組めるよう、地域活動やボランティア活動の担い手となる人材の育成及び活動支援、身近な地域における交流の促進を図りました。

全17事業のうち、5事業(全体の29.4%)が「目標を達成している」、12事業(全体の70.6%)が「目標をおおむね達成している」と評価しています。

### 【主な実績等】

#### 1-1 福祉教育の充実

- 小中学校等と連携し、福祉教育や体験活動の充実、あいサポート運動などにより、共生社会の実現に向けた取り組みを進めました。障害者差別解消法やみよしWell-beingのまちづくり宣言など、福祉的な取り組みの広がりを踏まえ、福祉体験の機会をより一層充実していく必要があります。
- 地域活動・ボランティア活動では、団体同士の交流・情報交換などの活動の支援を行いました。一方で、団体のメンバーの高齢化や解散により、ボランティア数の減少などが課題となっています。
- 地区社会福祉協議会への支援では地域の困りごとを地域住民が自ら支え合いで解決していく活動を推進し、地区社会福祉協議会の立ち上げを行いました。令和6年度より藤久保5・6区地区社会福祉協議会が立ち上がり、地区数が4地区となっています。福祉委員・福祉協力員が減少傾向にあり、福祉活動の活発化に向けて様々な呼び掛け、仕掛けづくりを行う必要があります。

#### 1-2 地域づくりの充実

- 地域における活動の促進において、行政連絡区等が行う地域活動を支援し、地域福祉コミュニティの形成を図りました。  
令和5年度から「地域コミュニティ活性化事業支援補助金」制度を創設し、各行政連絡区の事業・イベント等で活用が進んでいます。住民の地域への愛着と魅力あるまちづくりの推進が求められています。
- 地域での孤立防止や仲間づくりを目的に、サロン活動の創出と継続を支援し、町内では現在28か所でサロン活動を実施していますが、担い手の高齢化により、活動継続が課題となっています。
- 住民の移動ニーズに応じて、町内・周辺地域へのアクセス手段を確保・充実し、利便性向上を図っています。循環ワゴン実証運行の運行データをもとに課題整理を進めており、地域密着型の公共交通サービスの構築を進めました。

## 基本目標2 適切な支援を受けるための地域づくり

支援を必要とする住民が、公的サービスや民間サービスなど、多様なサービスを総合的に利用できるよう、ニーズに応じた支援を提供できる環境づくりを推進するとともに、総合的な相談体制の充実を図りました。

全11事業のうち、3事業(全体の27.3%)が「目標を達成している」、7事業(全体の63.6%)が「目標をおおむね達成している」、1事業(全体の9.1%)が「目標を下回っており、努力が必要である」と評価しています。

### 【主な実績等】

#### 2-1 総合相談体制の充実

- 相談内容の多様化・複雑化を踏まえ、関係機関と連携し適切に対応を図りました。制度の狭間や孤立ケースへの対応が求められ、包括的な相談支援体制構築、関係機関との連携強化による重層的支援体制の整備が必要です。
- 生活支援体制整備では、協議体の設置、住民主体の支援活動を推進し、生活支援や世代間交流等の新たな支え合い活動が活発となっています。
- 一方で、担い手の高齢化などの課題もあり、活動の担い手の養成が課題となっています。また、地域に身近な支えあい活動を進めるためには、地域の現状等の周知を強化していく必要があります。

#### 2-2 支え合いの充実

- 民生委員の活動支援では、活動目的の周知、ネットワーク支援、情報提供などを支援しました。民生委員の担い手不足が深刻(3年間欠員地区あり)であり、今後は、負担軽減・担い手育成に向けた取り組みを検討していく必要があります。
- 自治活動の支援では、行政連絡区・自治会組織の意義・目的・活動内容の周知を行うため、区長会と協力して加入促進のためのチラシを作成し、全戸配布を行いました。行政連絡区加入率については、年々下降傾向にあるため、現状維持を優先課題として事業を実施していく必要があります。

### 基本目標3 快適に住み続けられる地域づくり

地域の中で安全に安心して生活することができるよう、地域のつながりを強め、防犯対策や防犯活動等の充実を図りました。また、生活困窮者の自立支援、高齢者や障がい者等の虐待防止、自殺対策など、住民の生活を包括的に支えるための権利擁護を推進しました。

全42事業のうち、18事業(全体の42.9%)が「目標を達成している」、21事業(全体の50.0%)が「目標をおおむね達成している」、3事業(全体の7.1%)が「目標を大幅に下回っており、改善を要する」と評価しています。

#### 【主な実績等】

##### 3-1 安全対策の充実

- 要援護者名簿の登録促進や、避難支援体制の構築、その他平時の見守りと連動した要援護者支援のしくみの充実を図りました。要援護者優先避難所の運営、支援や施設環境が必要な福祉避難所の指定、移送までの連絡訓練の実施に取り組む必要があります。
- 地域防犯リーダーの育成を図るとともに、三芳町民青色防犯パトロール隊や地区の自主防犯活動を支援しました。今後も防犯意識の向上を図るとともに、犯罪や犯罪被害の起きにくい環境づくりを進めるなど、安全安心なまちづくりを進めていく必要があります。
- 三芳町保護司会及び三芳地区更生保護女性会の協力を得ながら、再犯防止活動の理解促進、更生保護活動の広報を行いました。全国的に保護司の担い手が不足しており、本町においても深刻な状況にあることから、保護司育成の取り組みが求められています。

##### 3-2 権利擁護体制の充実

- 成年後見制度利用促進では、地域包括支援センター・社会福祉協議会等と連携し制度の広報・普及を行ってきましたが、中核機関が未設置であり、市民後見人の養成も未実施となっており、協議・検討が急務となっています。
- 自殺対策では、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係者及び住民の誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図りました。ゲートキーパーの養成及び、より専門的な講座の実施を進めるとともに、自殺対策の意識の向上を進め、団体・企業等にも浸透させていく必要があります。

##### 3-3 情報提供の充実

- 福祉に関する幅広い情報提供に努めてきました。引き続き、必要とする福祉サービスの情報が適切に得られるよう情報提供体制を図っていく必要があります。

## 4 アンケート調査結果等による課題の整理

アンケート調査の結果等や第2次計画の進捗状況をまとめ、本町の地域福祉に関する以下のとおり課題を整理しました。

### 課題① 地域福祉意識の醸成

第2次計画の進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域住民の主体的な参加を促す仕組みの継続と強化が求められています。</li> <li>○高齢化に伴う担い手不足への対応が急務となっています。</li> <li>○地域特性を活かした柔軟な活動支援と、若年層の参加促進が重要です。</li> </ul>
アンケート調査等
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域活動への参加率の減少や今後の参加意向の低下がみられます。</li> <li>○地域活動の活性化に必要なことでは、活動の気軽さや、負担軽減といった回答が挙げられています。</li> </ul>

各種福祉活動をより効果的に展開していくための基盤としての、  
地域福祉意識の醸成が課題となっています。

### 課題② 地域づくり活動の充実

第2次計画の進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>○サロン活動の場が増加する一方で、担い手の確保や場の周知などが十分にできていない状況です。</li> <li>○地域づくり活動の縮小を防ぐため、加入促進と活動の魅力向上に注力する必要があります。</li> </ul>
アンケート調査等
<ul style="list-style-type: none"> <li>○近所づきあいの状況では、交流の簡素化が顕著となっています。</li> <li>○近所づきあいがない理由は、第2次計画に比べて「きっかけがない」、「近所付き合いが苦手」、「関わりたくない」が高くなっています。</li> </ul>

健康づくりや集いの場、サロン活動など、  
地域づくり活動の充実が課題となっています。

### 課題③ 情報提供の充実

#### 第2次計画の進捗状況

- 情報発信・サービスの質の向上に努めているものの、住民目線での情報発信の工夫が必要となっています。
- 地域の支え合い活動を持続可能にするためには、住民への情報発信が重要です。

#### アンケート調査等

- 第2次計画と比べると情報提供や相談・連絡のしきみがあると「思う」が減少し、「思わない」が上昇しています。
- 町の福祉に関する情報の入手方法は、「町の広報紙」「社会福祉協議会の広報紙」、「家族・親戚」が多くなっています。

▼

様々な受け手を想定した多様な地域福祉に関する  
情報提供の充実が課題となっています。

### 課題④ 包括的な支援体制の充実

#### 第2次計画の進捗状況

- 支援が必要な住民に適切にアプローチするため、総合相談・支援体制の一層の強化が不可欠です。
- 総合的なサービス提供に向けた取り組みが進んでいるものの、多様な生活課題をもつ人の把握が困難であり、支援につなぐしきみが必要です
- 制度の狭間や孤立ケースへの対応が多くなり、包括的な相談支援体制構築、関係機関との連携強化による重層的支援体制の整備が必要となっています。

#### アンケート調査等

- 相談機関に求めることでは、「どこに相談したらよいかわかりやすくする」が最も高く、年代によってニーズが異なっています。
- 身近に悩みや不安を受け止め、耳を傾けてくれる人については、70.1%が「いる」と回答していますが、第2次計画と比べると「いる」が5.2ポイント減少、「いない」が2.8ポイント上昇しています。

▼

複雑化・複合化した福祉の問題に対し、  
包括的な支援体制の充実が課題となっています。

## 課題⑤ 地域福祉の推進体制の強化

### 第2次計画の進捗状況

○民生委員や地域ボランティアの担い手不足と高齢化が顕在化しており、負担軽減と若手育成策が求められています。

### アンケート調査等

○地域における不安や課題に対しての解決主体については「行政に解決してもらえるように、要求していきたい」が最も多くなっています。第2次計画に比べて「行政に解決してもらえるように、要求していきたい」が5.2ポイント減少、「地域のことに関心な人たちが考えてくれるので、その人たちに任せておきたい」が3.5%上昇しています。

住民・事業者・行政が協働、役割分担しながら課題を解決できるよう、  
地域福祉の推進体制の強化が課題となっています。

## 課題⑥ 誰ひとり取り残さない取り組みの充実

### 第2次計画の進捗状況

○成年後見制度利用促進では、中核機関が未設置となっており、協議・検討が急務となっています。

○権利擁護・再犯防止対策は一定の進捗を見せていますが、保護司や市民後見人の養成などの担い手不足が課題となっています。

### アンケート調査等

○成年後見制度を利用しやすくするために、必要なことでは、「制度の周知」、「信頼性の確立」、「相談体制の充実」が多くなっています。

○再犯防止を推進するにあたって、必要な取り組みでは「就労の支援」、「犯罪特性に応じた指導及び支援など」、「再犯防止関係施設や体制の整備」が多くなっています。

成年後見制度や生活困窮世帯への支援、再犯防止などの  
権利擁護事業をはじめ、  
誰ひとり取り残さない取り組みの充実が課題となっています。

## 課題⑦ 安全・安心して暮らせる環境づくり

### 第2次計画の進捗状況

○要援護者優先避難所の運営、支援や施設環境が必要な福祉避難所の指定、移送までの訓練の実施に取り組む必要があります。

○犯罪の起きにくい環境づくりを進めるなど、安全安心なまちづくりを進めていく必要があります。

### アンケート調査等

○地区によって、災害時の避難場所・自主防災組織の認知度、自主防災組織・地域連携避難訓練の参加状況などに差があります。

○災害時に住民同士が協力し合うために必要なことは「自力で避難することが困難な人の支援計画をみんなで考える」、「事業者や行政との連携」、「日ごろから住民同士が情報交換をする」が多くあがっています。

非常時に備え、平常時から地域のつながりや防災活動を支援するなど、  
安全・安心して暮らせる環境づくりが課題となっています。



# **第3章**

## **計画の基本理念と基本目標**



## 第3章 計画の基本理念と基本目標

### 1 基本理念

第2次計画では、計画の基本理念を、「ひとりひとりが自分らしく暮らせる地域づくり」と定め、地域福祉を推進してきました。

令和6年度に町の最上位計画「三芳町第6次総合計画」を策定し、町の将来像「共に創ろう ひと・まち・みどりがつながる 幸せ(ウェルビーイング)のまち」を掲げています。

また、「みよしWell-beingのまちづくり宣言」では、「誰一人取り残さない 共に生きる幸せなまち 三芳」の実現を目指すことが示されており、三芳町だからできるさまざまな「つながり」が、未来に前進させる新たな力を生み出し、町の魅力を高め、愛着心をはぐくみ、住民のウェルビーイングが実感できるまちづくりを推進しています。

こうした方針のもと、社会環境の変化による課題に対応するため、引き続き地域福祉の一層の推進を図っていくことが必要です。

新たに基本理念「誰一人取り残さない 共に生きる幸せなまち 三芳」を掲げ、福祉分野における住民・地域・行政の共通の目標としていきます。

#### 基本理念

# 誰一人取り残さない 共に生きる幸せなまち 三芳

#### 関連するSDGs

<b>1</b> 貧困をなくそう	<b>2</b> 飢餓をゼロに	<b>3</b> すべての人に健康と福祉を	<b>4</b> 質の高い教育をみんなに
<b>10</b> 人や国の不平等をなくそう	<b>11</b> 住み続けられるまちづくりを	<b>16</b> 平和と公正をすべての人に	<b>17</b> パートナーシップで目標を達成しよう

## 2 基本目標

町の地域福祉に関する課題の解決および基本理念を実現するため、次の3つの基本目標を設定し、総合的な地域福祉施策を住民と地域、行政など、町が一体となって推進します。

### 基本目標 1 支え合いの輪が広がるまち

課題

- 地域福祉意識の醸成 - 地域づくり活動の充実

目標

住民の地域福祉に対する理解を深め、お互いを尊重しながら暮らす福祉意識の醸成を図り、ボランティア活動や地域の交流活動を活性化することにより住民同士のつながりを深め、支え合う担い手づくりを目指します。

### 基本目標 2 適切な支援につながるまち

課題

- 情報提供の充実 - 包括的な支援体制の充実 - 地域福祉の推進体制の強化

目標

困りごとを抱える人の相談を総合的に受け止め、支援につなぐ重層的な体制の構築を目指します。

また、住民が適切な福祉サービスを受けられるように、住民のニーズに基づき公的なサービスを推進するとともに、住民参加のサービスを充実し、誰もが住み慣れた町で自分らしく暮らせるまちづくりを目指します。

### 基本目標 3 いつまでも安心して暮らせるまち

課題

- 誰ひとり取り残さない取り組みの充実 - 安全・安心して暮らせる環境づくり

目標

地域の見守りや防災・防犯体制を強化し、安全で安心して暮らせる地域づくりを目指します。

また、生活困窮者の自立支援、高齢者や障がい者等の虐待防止、自殺対策など、住民の生活を包括的に支えるための権利擁護を推進します。

### 3 計画の体系

基本目標	基本施策	
<b>基本目標1 支え合いの輪が広がるまち</b>	1-1 地域福祉意識の醸成	1-1-1 福祉教育・人材育成 1-1-2 地域活動・ボランティア活動
	1-2 地域づくり活動の充実	1-2-1 地域における活動の促進 1-2-2 交流の場・活動の場・居場所づくり
<b>基本目標2 適切な支援につながるまち</b>	2-1 情報提供の充実	2-1-1 福祉に関する情報提供 2-1-2 災害時の情報発信提供 2-1-3 身近な地域の情報提供 2-1-4 情報の保障
	2-2 包括的な支援体制の充実	2-2-1 相談支援の充実 2-2-2 アウトリーチによる伴走的支援の強化 2-2-3 参加・就労等の支援 2-2-4 関係機関との連携強化
	2-3 地域福祉の推進体制の強化	2-3-1 行政連絡区、民生委員等との連携強化 2-3-2 住民自身による地域課題検討の場の充実 2-3-3 町社会福祉協議会との連携強化
<b>基本目標3 いつまでも安心して暮らせるまち</b>	3-1 誰ひとり取り残さない取り組みの充実	3-1-1 成年後見制度利用促進 3-1-2 権利擁護事業の充実 3-1-3 虐待防止対策の強化 3-1-4 自殺対策の強化 3-1-5 再犯防止
	3-2 安全・安心して暮らせる環境づくり	3-2-1 防災対策の充実 3-2-2 防犯対策の充実 3-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくり



# **第4章**

## **施策の展開**



## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 支え合いの輪が広がるまち

主な SDGs  
関連指標



#### ■施策体系

<b>基本目標1</b> <b>支え合いの輪が 広がるまち</b>	1-1 地域福祉意識の 醸成	1-1-1 福祉教育・人材育成 1-1-2 地域活動・ボランティア活動
	1-2 地域づくり活動の 充実	1-2-1 地域における活動の促進 1-2-2 交流の場・活動の場・居場所づくり

#### ■指標

No.	指標名	現状値	目標値
1	近所の人との関わりを大切にする人がいる 「心から理解し合える関係を築きたい」と「近所の人との関わりは大切にしたい」の合計値 (地域福祉に関するアンケート調査)	62.5%	68.3%
2	地域活動に参加している人がいる 「よく参加している」と「たまに参加している」の合計値 (地域福祉に関するアンケート調査)	28.4%	35.4%

**基本施策1－1****地域福祉意識の醸成****1－1－1 福祉教育・人材育成**

家庭や学校、地域の関係機関と連携し、多くの福祉体験を通じて子どもの頃から福祉に対する意識を養うとともに、誰もが参加しやすい学習機会の提供や交流の機会を通じて、住民の福祉意識の向上を図ります。

**【主な取り組み】**

- 福祉教育 ●認知症サポーター ●生活支援コーディネーター ●あいサポート運動

**1－1－2 地域活動・ボランティア活動**

若年層や子育て世代などを含めた幅広い層に自治会や地域のボランティア・NPO活動等の地域福祉活動への参加を働きかけるとともに、活動の様子や情報等について、より一層情報発信を行い、活動への支援と参加促進を推進します。

**【主な取り組み】**

- 行政連絡区への支援 ●地区社会福祉協議会への支援 ●ボランティアセンター

**基本施策1－2****地域づくり活動の充実****1－2－1 地域における活動の促進**

近隣住民に対しサポートを行いたいと考えている人への支援として、活動に参加しやすくするための体制の整備や情報提供を行うとともに、住民一人ひとりが地域福祉を推進する担い手であるという意識の向上を図り、リーダーとして活躍できる人材や活動をコーディネートする人材の育成に努めます。

**【主な取り組み】**

- ボランティア活動等の支援 ●生活支援体制整備事業

**1－2－2 交流の場・活動の場・居場所づくり**

身近な地域におけるつながりを強化するために、誰もが気軽に参加できる交流の場を充実するとともに、地域全体の広がりのある地域活動の活性化及びネットワークの強化に努めます。

また、孤独・孤立を感じている人からの相談に応じるとともに、関係課や関係機関と連携し、居場所や利用できるサービスにつなぐなどの支援を行います。

**【主な取り組み】**

- 介護予防教室 ●サロン活動 ●外出支援事業 ●認知症カフェへの支援

## 基本目標2 適切な支援につながるまち

主な SDGs  
関連指標



### ■施策体系

<b>基本目標2 適切な支援に つながる まち</b>	<b>2-1 情報提供の充実</b>	2-1-1 福祉に関する情報提供 2-1-2 災害時の情報発信提供 2-1-3 身近な地域の情報提供 2-1-4 情報の保障
	<b>2-2 包括的な支援 体制の充実</b>	2-2-1 相談支援の充実 2-2-2 アウトリーチによる伴走的支援の強化 2-2-3 参加・就労等の支援 2-2-4 関係機関との連携強化
	<b>2-3 地域福祉の推進 体制の強化</b>	2-3-1 行政連絡区、民生委員等との連携強化 2-3-2 住民自身による地域課題検討の場の 充実 2-3-3 町社会福祉協議会との連携強化

### ■指標

No.	指標名	現状値	目標値
1	<b>情報提供や相談・連絡のしきみがある 「そう思う」と「まあそう思う」の合計値 (地域福祉に関するアンケート調査)</b>	30.1%	<b>34.3%</b>
2	<b>身近に悩みや不安を受け止め、耳を傾けてく れる人がいる 「たくさんいる」と「少しある」の合計値 (地域福祉に関するアンケート調査)</b>	70.1%	<b>75.3%</b>
3	<b>重層的支援体制整備事業の実施</b>	—	<b>実施</b>

**基本施策2－1****情報提供の充実****2-1-1 福祉に関する情報提供**

支援を必要としている人が、制度の内容や利用の方法、サービス提供事業者との情報等入手しやすいように広報紙やホームページ、パンフレット、SNSなど様々な媒体を活用し、必要なときに必要な情報が入手できるような仕組みづくりに努め、福祉サービスが適切に提供できるよう取り組みを推進します。

**【主な取り組み】**

- 町ホームページ・SNS ●広報みよし ●くらしの便利帳

**2-1-2 災害時の情報発信提供**

地域住民への災害情報の発信・伝達について、防災行政無線を活用します。

また、災害時の情報を広く迅速に住民に伝えるため、町のSNSを活用した情報発信を行います。

**【主な取り組み】**

- 防災行政無線 ●SNS等を活用した情報発信

**2-1-3 身近な地域の情報提供**

地域の情報などを伝達するツールとして、三芳町地域コミュニティメールや町のSNSによる情報発信を行います。

**【主な取り組み】**

- 三芳町地域コミュニティメールによる情報発信

**2-1-4 情報の保障**

今後も障がいの有無にかかわらず誰もが参加しやすい共生社会の実現をめざし、手話通訳者派遣、手話講習会等の実施や点訳の普及等、障がい者への情報保障の充実に努めます。

また、情報の多言語化、点字や音声データを活用し、さまざまな状況にある人たちに対応した情報発信に努めます。

**【主な取り組み】**

- 手話通訳者派遣 ●要約筆記派遣 ●音訳・点訳ボランティアの支援

**基本施策2－2****包括的な支援体制の充実****2－2－1****相談支援の充実**

複雑化・複合化した課題が、現状の支援体制では見逃されてしまうケースが出てきています。

各分野が相互に連携しながら、複雑化・複合化した課題に対応する包括的な相談体制を構築し、制度の狭間を作らない支援体制を整備します。

また、関係機関のネットワークを活かしながら、初期段階の相談対応から、継続的・専門的な援助まで対応する総合的な相談・支援を通じて、制度の垣根を越えた横断的・多面的な援助を行います。

**【主な取り組み】**

- 重層的支援体制整備事業

**2－2－2****アウトリーチによる伴走的支援の強化**

地域の中には制度の隙間に埋もれ、複雑化・複合化した課題を抱えているにもかかわらず、支援が届いていない人もいます。

自ら声を出せない人・必要としている人の情報把握を行うとともに、対象者のいる場所に出向いて支援を行うアウトリーチ活動を展開します。

**【主な取り組み】**

- 地域における見守り活動(福祉新聞、地域包括支援センター、民間企業との見守り協定等)

**2－2－3****参加・就労等の支援**

地域社会とつながりが少ない人が参加できる就労体験やボランティア体験の機会、人と交流できる機会を創出し、継続的に支援します。

**【主な取り組み】**

- 生活困窮者自立支援事業
- 障がい者就労支援センター

**2－2－4****関係機関との連携強化**

複雑化・複合化した課題を解決するためには、地域における各支援関係機関の連携が必要となります。それぞれの支援機関の役割を明確にして、継続的な支援ができるよう多機関連携の強化に取り組みます。

**【主な取り組み】**

- 生活支援体制整備事業
- 在宅医療介護連携の推進

**基本施策2－3****地域福祉の推進体制の強化****2－3－1 行政連絡区、民生委員等との連携強化**

行政連絡区や自治会は、安心して暮らせる住みよい豊かなまちをつくるために欠かせない身近なコミュニティ組織です。地域に住む人々が日常生活において、地域課題の解決に取り組み、より住みやすいまちづくりに向けた支援を行います。

また、民生委員・児童委員活動が住民との協働により円滑に進むため、その活動目的や内容を住民に周知します。また、事務局として各種団体等とのネットワーク構築を支援し、対応困難な事例への対応支援、組織運営の支援、委員への情報提供や研修の機会を提供します

**【主な取り組み】**

- 自治活動の支援
- 民生委員の活動支援

**2－3－2 住民自身による地域課題検討の場の充実**

行政連絡区単位の住民ワークショップを開催し、住民と一緒に地域課題や地域に必要な活動を考えることで、ささえあい活動の創出を目指すとともに、ワークショップから生まれたささえあい活動が継続できるように引き続き必要な支援を行います。

また、生活支援体制整備事業などの活動を通して、各地域で開催されている「居場所」や生活支援・移動支援など既存の支え合い活動への支援継続に併せ、地域ニーズにあった新しい活動の創出、支えあい活動に関する普及啓発・担い手養成について協議を行っていきます。

**【主な取り組み】**

- 生活支援体制整備事業
- 地区連絡会への支援

**2－3－3 町社会福祉協議会との連携強化**

地区社協活動、生活困窮者対策、こども食堂支援、ボランティア活動支援等、町社会福祉協議会が住民と共に推進する地域福祉活動と連携します。

**【主な取り組み】**

- 社会福祉協議会との連携

## 基本目標3 いつまでも安心して暮らせるまち

主な SDGs  
関連指標



### ■施策体系

<b>基本目標3</b> <b>いつまでも安心して暮らせるまち</b>	<b>3-1</b> 誰ひとり取り残さない取り組みの充実	3-1-1 成年後見制度利用促進 3-1-2 権利擁護事業の充実 3-1-3 虐待防止対策の強化 3-1-4 自殺対策の強化 3-1-5 再犯防止
	<b>3-2</b> 安全・安心して暮らせる環境づくり	3-2-1 防災対策の充実 3-2-2 防犯対策の充実 3-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくり

### ■指標

No.	指標名	現状値	目標値
1	権利擁護支援を連携する体制(中核機関)の整備	—	設置
2	町全体で防災・減災に取り組んでいる「そう思う」と「まあそう思う」の合計値 (地域福祉に関するアンケート調査)	38.5%	40.4%

**基本施策3－1****誰ひとり取り残さない取り組みの充実****3－1－1****成年後見制度利用促進**

誰もが生涯にわたり自分らしく安心して暮らしていけるよう、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、制度の普及・啓発を図りつつ、権利擁護が必要な人を、必要な時に適切な支援へ繋げるため、保健、医療、福祉及び司法を含めた専門機関と地域で支える体制を構築する「地域連携ネットワーク」の中心となる中核機関の設置に向けて取り組みます。

**【主な取り組み】**

- 体制整備(中核機関・ネットワーク)及びチーム・協議会の整備
- 各種助成の実施
- 市民後見人の養成
- 制度の広報・普及

**3－1－2****権利擁護事業の充実**

生活困窮者自立支援法は、社会経済の構造的な変化による生活保護受給者や生活困窮にいたるリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護にいたる前の生活困窮者への支援を抜本的に強化するものであり、生活困窮者の自立を支援します。

また、地域の関係機関が有機的に連携し、権利擁護が必要な人を地域全体で支援するネットワークを強化します。

さらに、様々な困難を抱える女性が安心して相談できる窓口を整備し、生活・就労・子育てなどの課題に応じた支援や情報提供を行います。

**【主な取り組み】**

- 生活困窮者支援のサポート
- パートナーシップ宣誓制度
- 困難を抱える女性への支援

**3－1－3****虐待防止対策の強化**

児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、DVなどの問題に対し、地域における日常的な見守り体制を強化するとともに、関係機関と連携し、虐待やDV等への適切な対応に努めます。

**【主な取り組み】**

- 要保護児童対策地域協議会
- 高齢者虐待防止ネットワーク
- 障がい者虐待対応
- 女性相談

### 3-1-4 自殺対策の強化

こころの健康づくり、自殺予防等への取り組みやこころの健康相談を広く周知し、こころの悩みを持つ人が早期に課題の解決に取り組めるよう支援を行います。

【主な取り組み】

- 啓発及び周知 ●メンタルチェックシステム ●ゲートキーパーの養成 ●ネットワークの強化

### 3-1-5 再犯防止

地域において罪を犯した人等の指導や見守りにあたる「保護司」、罪を犯した人等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う「更生保護女性会」などの民間協力者が活動しやすい環境づくりに努めるとともに、「社会を明るくする運動」などの再犯防止の取り組みについて、広報紙等を通じて広く住民に周知します。

【主な取り組み】

- 民間協力者の活動の促進 ●更生保護活動の支援 ●再犯防止に関する意識醸成・周知啓発
- 非行の防止と関係機関と連携した支援の実施 ●就労・住居の確保のための取り組み

**基本施策3－2****安全・安心して暮らせる環境づくり****3－2－1****防災対策の充実**

行政と地域、関係機関・団体協働による防災体制を充実させるとともに、住民の防災に対する意識の向上を図り、災害に強い地域づくりを進めていきます。

また、避難行動要支援者名簿の作成をはじめ、行政と地域、関係機関・団体との情報の共有を図り、要支援者の避難支援体制の構築を進め、災害から要支援者を守る体制強化を図ります。

**【主な取り組み】**

- 災害時要援護者対策の充実 ●地域連携避難訓練の実施
- 災害ボランティアセンター(社会福祉協議会事業)への支援 ●日本赤十字社三芳町分区
- 福祉避難所の確保

**3－2－2****防犯対策の充実**

防犯や消費者トラブルに関する情報提供・啓発を行い、防犯意識の向上を図るとともに、地域住民や関係機関・団体が実施する防犯活動や青少年の非行防止活動を支援し、安心して生活できる地域づくりを推進します。

**【主な取り組み】**

- パトロール・自主防犯活動 ●空き家対策 ●消費者支援 ●住宅防犯対策補助金事業

**3－2－3****ユニバーサルデザインのまちづくり**

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できる生活環境その他の環境を作り上げるユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障がいのある人を含めた全ての人が、安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるまちを目指し、福祉のまちづくりを推進します。

**【主な取り組み】**

- 建物、道路のバリアフリー化

# **第5章**

## **三芳町成年後見制度利用促進基本計画**



## 第5章 三芳町成年後見制度利用促進基本計画

### 1 計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等により、日常生活で必要な判断能力が不十分となった人を社会全体で支えるための制度です。高齢化の進行に伴い、成年後見制度の重要性は今後一層高まるところから、成年後見制度の利用の促進を図るため、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、自治体が制度利用の促進に関する基本的な計画を定め、体制の整備を講ずるよう努めることが明記されました。また、国の計画として、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」(令和4年度から令和8年度)が策定されました。

国の動きを受けて第2次計画において、誰もが尊厳のある本人らしい生活を継続しながら地域に参画できるよう、成年後見制度を含む権利擁護支援を連携する体制を整備し、情報共有や成年後見人の確保などに取り組んできましたが、中核機関が未設置であり、市民後見人の養成も未実施となっており、協議・検討が急務となっています。また、アンケート調査の結果において、成年後見制度を利用しやすくするために、必要なことでは、「制度の周知」、「信頼性の確立」、「相談体制の充実」が多くなっています。

このたび、地域福祉の取り組みの一つであるこの施策を「三芳町成年後見制度利用促進基本計画」として位置づけることで、地域福祉の取り組みと連動させながら、成年後見制度の利用促進を図るものとします。

#### ○成年後見制度の種類

##### 法定後見制度

すでに判断能力が十分でない人を支援する制度です。判断能力の程度によって以下の3つの類型に分けられます。

##### 後見

ほとんど判断ができない人

##### 保佐

判断能力が著しく不十分な人

##### 補助

判断能力が不十分な人

##### 任意後見制度

判断能力が十分にある人が、判断能力が落ちてしまった時に備えて、あらかじめ支援してもらう代理人（任意後見人）と、支援してもらう内容を決めておく制度です。

#### ○成年後見制度の役割

##### 財産の適切な管理

預貯金や不動産、年金、日常生活費などを管理します。通帳や証書の保管、賃貸不動産の管理なども行います。

##### 日常生活の支援

介護・福祉サービス利用の手続き、施設入所契約など本人の生活を支援します。入院時には費用の支払いもします。

#### ○成年後見制度利用支援事業 ※令和7年度は見込み

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用件数(件)	11	12	8	12	7

## 2 基本的な考え方と基本目標

成年後見制度利用促進基本計画にかかる具体的な施策や目標を本計画で以下のとおり定め、「三芳町成年後見制度利用促進基本計画」として本計画に位置付けます。

### (1) 基本理念

本計画の基本理念は、地域福祉計画との連携・整合性を図るため、「誰一人取り残さない 共に生きる 幸せなまち 三芳」とします。

**誰一人取り残さない 共に生きる 幸せなまち 三芳**

### (2) 基本目標

基本目標	基本施策
基本目標1 権利擁護支援の 地域連携ネットワークづくり	1-1 包括的なネットワークの構築 1-2 市民後見人の育成及び担い手の確保
基本目標2 権利擁護支援	2-1 広報・啓発等による周知・理解促進 2-2 身近な相談支援体制の整備 2-3 成年後見制度の利用に関する支援

○地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進図

### 地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク

高齢者支援の  
ネットワーク

障害者支援の  
ネットワーク

**権利擁護支援の  
地域連携ネットワーク**

子ども支援の  
ネットワーク

地域社会の見守り等の  
緩やかなネットワーク

生活困窮者支援の  
ネットワーク

自立した生活と地域社会への包容

**権利擁護支援**

(本人を中心とした支援・活動の共通基盤となる考え方)

意思決定支援

権利侵害の回復支援

資料:厚生労働省ホームページ「第二期成年後見制度利用促進基本計画」

### 3 具体的取り組み

#### 基本目標1

#### 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

##### 1-1

##### 包括的なネットワークの構築

認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が衰えた方や将来の判断能力の低下に不安を抱く方のために、本人の親族や司法・医療・福祉などの専門職団体、地域の関係機関などが連携するネットワークを強化し、本人及び後見人等を支援する体制を強化します。

また、町の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能を強化するため、その中心的な役割を担う中核機関を設置します。中核機関では、広報、相談の機能を優先的に整備していきます。また、利用促進や後見人支援に関しては、地域連携ネットワークの中で協議を進めていきます。

##### 【主な取り組み】

- 地域連携ネットワークの機能強化
- 中核機関の設置
- チーム・協議会の整備

##### ○中核機関の4つの機能

機能	概要
①広報	○成年後見制度に関する普及・啓発を行う。
②相談	○相談者の状況に応じた必要な支援につなげる。 ○専門職団体や地域包括支援センター等の関係機関と連携した支援を行う。
③利用促進	○市民後見人の育成や受任調整、その後の活動支援を行うための調整を行う。
④後見人支援	○親族後見人からの相談に対応するとともに、専門的知見が必要であると判断された場合において、専門職団体の協力を得ながら意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう支援する。

##### 1-2

##### 市民後見人の育成及び担い手の確保

成年後見人等の担い手の確保・育成等の推進のため、法人後見実施団体との連携強化や市民後見人の養成に向けた取り組みを進めます。

##### 【主な取り組み】

- 市民後見人の育成

**基本目標2****権利擁護支援****2-1 広報・啓発等による周知・理解促進**

成年後見制度に関するパンフレットや町の広報紙、ホームページなどで、制度の利用を必要とする人やその家族に、十分に情報を届けられるようにします。

**【主な取り組み】**

- パンフレット等による広報活動

**2-2 身近な相談支援体制の整備**

地域包括支援センターや社会福祉協議会等、基幹相談支援センターなどと連携し、支援を必要としている人が適切に制度を活用できるよう、成年後見制度の広報活動を促進します。

**【主な取り組み】**

- 福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと)

**2-3 成年後見制度の利用に関する支援**

成年後見人等が必要な状況にあるにもかかわらず、本人や親族等がともに申立てを行うことが難しい場合、法令に基づき町長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。

また、経済的理由から成年後見制度の利用が難しい方に対し、申し立て費用や成年後見人等の報酬の助成を行い、国の状況を鑑みて制度の在り方を検討しつつ、成年後見制度の利用を支援します。

**【主な取り組み】**

- 成年後見制度利用支援事業

# **第6章**

## **三芳町再犯防止推進計画**



## 第6章 三芳町再犯防止推進計画

### 1 計画策定の趣旨

平成28年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、平成29年12月には国の「再犯防止計画」を策定し、また、令和5年3月に計画を見直し「第二次再犯防止推進計画」を閣議決定し、その中で、第一次の同計画に引き続き犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等を重点課題として位置付けました。

全国の刑法犯検挙者数に占める再犯者の割合(再犯者率)の傾向として、これまで年々増加傾向にありました。近年は47~49%程度で推移しています。

犯罪や非行をした者の中には、貧困や疾病、生育環境等、様々な生きづらさを抱え、安定した仕事や住居のない人、高齢者や障がい者など立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。こうした人に対する課題に対応し、その再犯を防止するためには、刑事司法関係機関のみならず、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携し協力する必要があります。

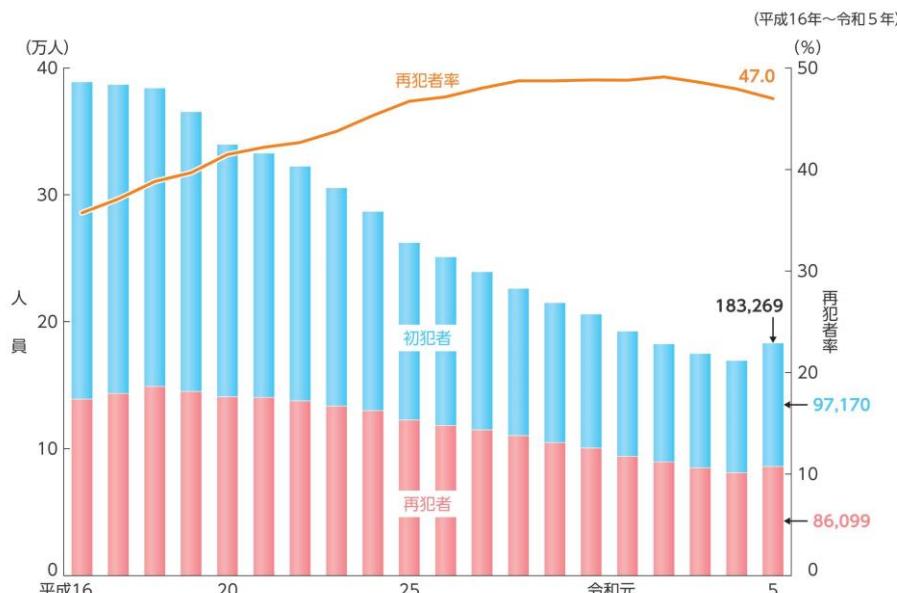
アンケート調査において、再犯防止を推進するために必要な取り組みでは、「就労の支援」、「犯罪特性に応じた指導及び支援など」、「再犯防止関係施設や体制の整備」となっています。

本町としても自治体としての役割が極めて重要であり、本計画を策定・推進することで、地域社会で生活する犯罪をした者等に対する支援を進めるものです。

#### ○国の「第二次再犯防止推進計画」の基本的な方向性

1. 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
2. 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。
3. 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

#### ■刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



資料：令和6年版 犯罪白書

## 2 基本的な考え方と基本目標

本町では、罪を犯した人が、地域で孤立することなく、地域の一員として暮らし続けることのできる「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、地域における再犯防止の認識を深めるとともに、再犯防止の取り組みを推進します。

### (1) 基本理念

本計画の基本理念は、地域福祉計画との連携・整合性を図るため、「誰一人取り残さない 共に生きる幸せなまち 三芳」とします。

**誰一人取り残さない 共に生きる幸せなまち 三芳**

### (2) 基本目標

基本目標	基本施策
基本目標1 再犯防止等に関する 広報・啓発活動の推進	1-1 広報・啓発活動の推進
基本目標2 保護司会と更生保護女性会等 との連携	2-1 関係団体・関係機関との連携 2-2 国や県との連携
基本目標3 犯罪をした者等の 社会復帰及び生活への支援	3-1 就労・住居の確保等の支援 3-2 福祉・医療制度等の利用支援

### 3 具体的取り組み

#### 基本目標1

#### 再犯防止等に関する広報・啓発活動の推進

##### 1-1

##### 再犯防止等に関する広報・啓発活動の推進

犯罪や非行の防止と、犯罪をした人の立ち直りについての理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする“社会を明るくする運動”について周知するため、街頭キャンペーンを実施するなど、啓発活動を推進します。

地域の犯罪や非行を抑える力を高め、犯罪や非行を未然に防ぐ観点から、更生保護に関する「講演会」や学校との連携などの犯罪予防活動に取り組んでいきます。

【主な取り組み】

- 社会を明るくする運動
- 犯罪防止活動の推進

#### 基本目標2

#### 保護司会と更生保護女性会等との連携

##### 2-1

##### 関係団体・関係機関との連携

三芳町保護司会、三芳地区更生保護女性会等の関係団体との連携を図り、活動を支援します。

【主な取り組み】

- 保護司会と更生保護女性会との連携
- 更生保護サポートセンターとの連携

##### 2-2

##### 国や県との連携

埼玉県再犯防止推進計画に基づいて、市町村が行うべき取り組みを推進するとともに、再犯防止に関する施策の展開を行うに当たり、埼玉県犯罪被害者等支援に関する指針等の犯罪被害者の支援を行う施策などと協調を図りながら進めます。

【主な取り組み】

- 埼玉県地域生活定着支援センターとの連携

**基本目標3****犯罪をした者等の社会復帰及び生活への支援****3-1 就労・住居の確保等の支援**

罪や非行を犯した人たちが更生するために必要な就労先の確保に向け、協力雇用主、保護司、所沢ハローワークなど、関係機関と定期的に情報交換会を実施するなどして、協力雇用主の登録促進を図ります。

また、罪や非行を犯した人であるか否かに関わらず、だれもが利用可能な既存の各種施策、制度の活用を含め、地域の関係機関や民間団体との連携による住居確保支援を実施します。

**【主な取り組み】**

- 協力雇用主登録促進事業
- 住居の確保

**3-2 福祉・医療制度等の利用支援**

福祉事務所と連携し、状況に応じて生活保護や生活困窮者自立支援事業等を利用できるよう支援することにより、生活の安定を図ります。

保護観察所等の関係機関と連携し、必要に応じて適切な医療や福祉サービスを受けられるよう支援します。

**【主な取り組み】**

- 生活困窮者自立支援事業
- 障がい者生活支援センター事業
- 地域包括支援センター

# **第7章**

## **三芳町自殺対策計画**



## 第7章 三芳町自殺対策計画

### 1 計画策定の趣旨

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、それまで「個人の問題」とされがちであった自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進してきました。

自殺者数は、平成15年の34,427人をピークに減少傾向にあり、令和6年では24,963人にまで減少し、着実に成果を上げてきました。しかし、自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、特に小中高生の自殺者数は、増加傾向であり、決して楽観できない状況です。

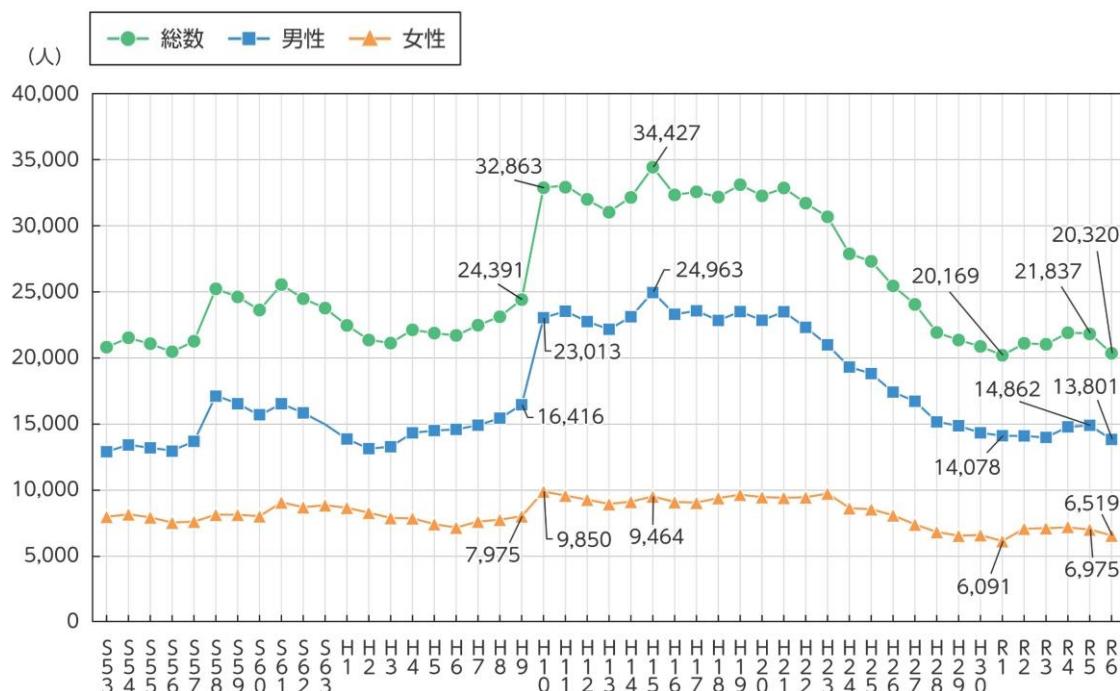
そうしたなか、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、都道府県及び市町村は、自殺総合対策大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定することとされ、本町においても「三芳町自殺対策計画」を策定し、自殺対策に取り組んできました。

令和4年10月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱を踏まえ、本町における自殺対策を総合的かつ計画的に推進するため、新たな「三芳町自殺対策計画」を策定し、誰もが自殺対策に関する必要な支援が受けられ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すものです。

#### ○大綱を踏まえた計画見直しにあたってのポイント

- ①子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
- ②女性に対する支援の強化
- ③地域自殺対策の取り組み強化
- ④総合的な自殺対策の更なる推進・強化

#### ■自殺者数の推移



資料:令和7年版 自殺対策白書

## 2 基本的な考え方と基本目標

自殺対策とは、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させるということです。自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点にとどまらない、実態に即した多面的な対策を実施します。

### (1) 基本理念

本計画の基本理念は、地域福祉計画との連携・整合性を図るため、「誰一人取り残さない 共に生きる幸せなまち 三芳」とし、住民をはじめ、国・県、関係団体、民間団体、企業等との連携・協働のもと、地域を挙げて自殺対策を総合的に推進し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

### 誰一人取り残さない 共に生きる幸せなまち 三芳

### (2) 基本目標

基本目標	基本施策
基本目標1 包括的な相談・支援体制の充実	1-1 多様な相談支援体制の構築と充実 1-2 子どもや若者の支援の強化 1-3 女性に対する支援の強化
基本目標2 住民への啓発と周知の推進	2-1 こころの健康づくりに関する情報発信 2-2 自殺対策を支える人材の育成
基本目標3 いのちを守り支える体制づくり	3-1 生きることの促進要因につながる活動の推進 3-2 地域におけるネットワークの強化

### 3 具体的取り組み

#### 基本目標1

#### 包括的な相談・支援体制の充実

##### 1-1

##### 多様な相談支援体制の構築と充実

自殺問題の一つの大いな要因として、身体疾患や精神疾患などの健康問題に対する相談支援について、本計画では、多様な相談支援体制の構築と充実を重点的取り組みとして位置づけ、乳幼児から高齢期までのライフステージに応じた、分野ごとの相談窓口を充実させるとともに、庁内部署や関係機関との横断的な連携を図ります。また、複雑化・複合化した課題に対する包括的な相談支援体制の構築および充実に取り組みます。

【主な取り組み】

- 包括的な支援体制の構築 ●自殺対策連絡協議会

##### 1-2

##### 子どもや若者の支援の強化

「生きることの包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標として、SOSの出し方に関する教育をはじめ、児童生徒の自殺リスクの低下のための取り組みを進めていきます。

こころの健康に関する正しい知識の普及に関する教育とともに、関係機関と連携しながら推進します。

【主な取り組み】

- SOSの出し方に関する授業等の実施 ●教育相談、スクールカウンセラー
- ICT(情報通信技術)も活用した若者へのアウトリーチの強化

##### 児童生徒のSOSの出し方に関する教育とは

自殺総合対策大綱において、「社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育」として位置づけられ、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことが自殺対策になるとされています。

### 1-3 女性に対する支援の強化

女性の自殺対策は、妊娠婦への支援を始め、女性特有の視点も踏まえ、講じていく必要があります。女性は、妊娠や出産をきっかけに心の不調が出やすく、出産後間もない時期の産婦については、産後うつをはじめとする心の問題が起きやすくなります。産後うつの予防等を図る観点から、健康診査等で心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産後の初期段階における支援を強化していく必要があります。

また、雇用問題や性犯罪・性暴力被害者等、困難な問題を抱える女性への支援を多様なニーズに対応できる相談体制の整備を進めるなど、必要な支援が十分に行き渡るように取り組みを推進します。

**【主な取り組み】**

- 妊娠期からの切れ目のない支援
- 女性相談

## 基本目標2

### 住民への啓発と周知の推進

#### 2-1 こころの健康づくりに関する情報発信

自殺を考えている人、また自殺のサインに気づいた人が、相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、早期対応や適切な支援につなげることができません。地域、職場や学校における相談窓口などの周知活動と、住民との様々な接点を活かした周知活動を展開します。

また、自殺や精神疾患などに対する誤った認識や偏見を払拭し、正しい認識を広げ、「命や暮らしの危機が迫った場合に、誰かに助けを求めるのは当然のこと」という考えが共通認識となるよう啓発を図ります。

**【主な取り組み】**

- リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用
- 住民向け講演会・イベント等の開催
- こころの健康づくりに関する情報

#### 2-2 自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しては、早期の「気づき」が重要です。

自殺リスクのある人の早期発見と対応のため、自殺の危険サインに気づき、話を聴き、見守りながら必要な支援機関につなげができる人材の育成を推進します。

町職員や専門職など、相談や支援等を行う機会の多い職種への研修などにより、住民のSOSに気づき、関係機関と連携・支援できるよう研修などの機会の充実、関係機関・団体が連携し、包括的な支援を展開するための人材育成と資質の向上を図ります。

また、住民の誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、住民を対象とした研修の機会の確保を図ります。

**【主な取り組み】**

- 府内職員を対象とした研修
- ゲートキーパー養成講座

**基本目標3****いのちを守り支える体制づくり****3-1****生きることの促進要因への支援**

自殺対策は、生きることの「阻害要因を減らす取り組み」に加えて、生きることの「促進要因を増やす取り組み」を行うことが重要です。

このため、居場所づくりや、生活上の困り事を解決するための支援、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進します。

**【主な取り組み】**

- こころの健康相談
- 自殺未遂者・自死遺族への支援

**3-2****地域におけるネットワークの強化**

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しているものであり、それらに適切に対応するためには、地域の多様な関係者が連携、協力して、実効性ある施策を推進していくことが重要です。このため、自殺対策に係る相談支援機関等の連携を図り、ネットワークの強化を進めます。

また、様々な問題が複雑化する前に、より早い段階での問題解決ができるよう、町、関係機関との情報の把握、共有など連携体制の強化を行います。

**【主な取り組み】**

- 関係機関とのネットワーク強化



# **第8章**

## **計画の推進に向けて**



## 第8章 計画の推進に向けて

### 1 共創による計画の推進

本計画の特徴は、「地域とともに地域の課題を考え、地域福祉を向上させていく」ということにあります。住み慣れた地域で助け合い、支え合える地域を実現させていくためには、行政と地域住民との共創が不可欠となります。また、地域の中で活動するボランティア、NPO法人、サービス提供事業者、企業、商店なども地域福祉の重要な担い手となります。

町では、ボランティア、社会福祉協議会などその他計画推進に関連する団体との連携を図りながら施策を進めてきました。今後も意見交換できる機会を設けて、計画を推進していきます。

#### (1)住民の役割

住民は、一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一人であることを認識することが大切です。そして、地域との関わりを持ち、地域の様々な問題を地域の中で解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守り等日常的な近隣同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動等への積極的な参加に努めることが必要です。

#### (2)福祉サービス提供事業者等の役割

福祉サービス提供事業者等は、サービスの質の確保、利用者の自立支援、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービス事業者との連携に取り組むことが大切です。

今後、一層多様化する福祉ニーズに対応するため、新しいサービスの創出や住民参加の支援、福祉のまちづくりへの参画等に努めることが必要です。

#### (3)社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置付けられ、地域福祉を推進していくことを使命とする、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するための組織です。

そのため、社会福祉協議会は計画推進の一翼を担うとともに、住民や各種団体との調整役としても大きな役割を果たしていきます。地域住民、民生委員・児童委員等との連携のもと、地域福祉推進のための具体的な活動を展開していきます。

#### (4)行政の役割

町は、地域福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する役割を担っていることから、社会福祉協議会やボランティア団体等と相互に連携・協力を図るとともに、住民ニーズの把握と地域特性に配慮した施策の推進に取り組みます。また、地域福祉に係る事業・施策等を円滑に推進するため、全庁的な取組を進めます。

## 2 計画の進行管理

#### (1) 施策・事業の点検と改善

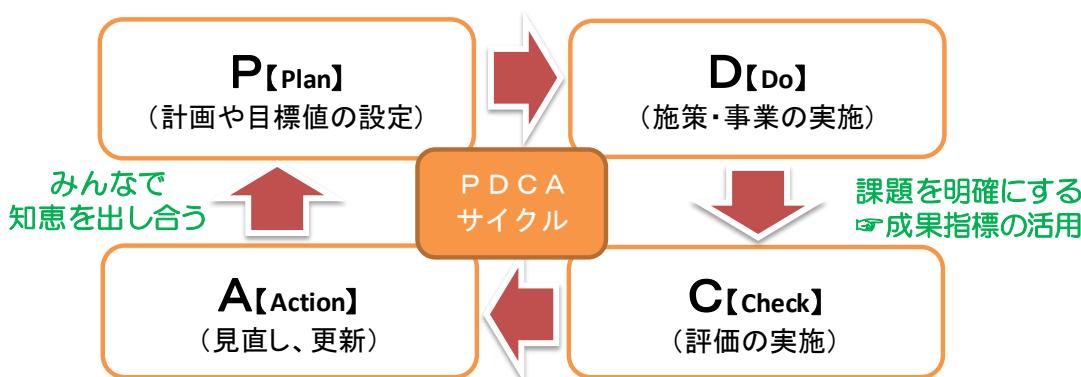
計画期間中は、福祉課を中心に、庁内関係各課や各種団体・関係機関などと連携して施策・事業の推進状況を点検するとともに、内容や実施方法等について改善を図ります。

## (2) 計画の評価と見直し

本計画に定める施策の進捗状況については、定期的にその実績を把握し、関連施策の動向も踏まえながら分析・評価、改善・見直しを行います。併せて、有識者等による会議を定期的に開催し、施策の評価、三芳町第6次総合計画の見直しに合わせた取り組みの必要性などを検討します。

成果指標や事業の実績などを用いて、施策・事業の有効性について検証・評価・見直しを行い、次期計画の策定へとつなげていきます。

#### ■進行管理のP D C Aサイクルのイメージ



# 資料編



# 資料編

## 1 計画策定の経過

年月日	内容等
令和6年12月6日	<p>三芳町福祉計画策定審議会(第1回)</p> <p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)会議の公開について</li> <li>(2)地域福祉計画策定について</li> <li>(3)アンケートについて</li> </ul>
令和7年2月10日	<p>三芳町福祉計画策定審議会(第2回)</p> <p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)アンケート結果(速報値)について</li> <li>(2)第2次三芳町地域福祉計画の進捗評価について</li> <li>(3)第3次三芳町地域福祉計画骨子案について</li> </ul>
令和7年4月11日	<p>地域福祉を推進するためのアンケート調査</p> <p>【概要】</p> <p>調査対象:住民基本台帳から無作為に抽出した18歳以上の住民1,500人 配布数:1,500件 回収数:620件 回収率:41.3%</p>
令和7年6月12日	<p>三芳町福祉計画策定審議会(第3回)</p> <p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)アンケート結果(速報値)について</li> <li>(2)第2次三芳町地域福祉計画の進捗評価について</li> <li>(3)第3次三芳町地域福祉計画骨子案について</li> </ul>
令和7年8月28日	<p>三芳町福祉計画策定審議会(第4回)</p> <p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)第3次三芳町地域福祉計画骨子案について</li> </ul>
令和7年12月3日	<p>三芳町福祉計画策定審議会(第5回)</p> <p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)第3次三芳町地域福祉計画案について</li> </ul>

年月日	内容等
令和7年12月から 令和8年1月	パブリック・コメントの実施予定
令和8年2月開催予定	三芳町福祉計画策定審議会(第6回)

## 2 三芳町福祉計画策定審議会条例

平成3年6月20日

条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、三芳町福祉計画策定審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の福祉計画の策定に関し必要な調査及び審議を行うため、三芳町福祉計画策定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 住民代表
- (3) 医師
- (4) 社会福祉施設長
- (5) 社会福祉協議会事務局長

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年条例第10号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年条例第11号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第14号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第23号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第35号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第5号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成23年5月1日から施行する。

### 3 三芳町福祉計画策定審議会委員名簿

◎は会長、○は副会長

No.	氏名	条例第3条に基づく選出区分	所属	
1	○坪井 真	1号委員	識見を有する者	作新学院大学女子短期大学
2	深沢 伸浩	2号委員	住民代表	区長会
3	蕪木 忠政	2号委員	住民代表	民生委員児童委員協議会
4	瀧澤 佐代子	2号委員	住民代表	公募委員
5	◎安田 福輝	3号委員	医師会	三芳医会
6	加藤 直人	4号委員	社会福祉施設	社会福祉法人美咲会
7	鈴木 市郎	4号委員	社会福祉施設	社会福祉法人めぐみ会
8	伊藤 晋也	5号委員	社会福祉協議会	三芳町社会福祉協議会
9	石川 英治	1号委員	識見を有する者	政策推進室長
10	池田 康幸	1号委員	識見を有する者	総務課長
11	鈴木 義勝	1号委員	識見を有する者	自治安心課長
12	廣澤 寿美	1号委員	識見を有する者	健康増進課長
13	三室 茂浩	1号委員	識見を有する者	こども支援課長

(敬称略)

## 4 用語解説

### 【ア行】

#### ○アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス。

#### ○NPO

Non Profit Organization の略で、民間の非営利団体のこと。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を配分することを目的としない団体の総称。

### 【カ行】

#### ○介護予防

元気な方も支援や介護が必要な方も生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。具体的には、日頃から健康管理を行い高齢期にあった健康づくりを行うことを指す。

#### ○行政連絡区

地区内の相互連携、町からの行政情報の発信など地区内全般に関する活動をし、町と自治会を繋ぐ役割を担っている。また、町は行政連絡区とのパートナーシップによりまちづくりを進めている。

#### ○協働

町民や行政等がそれぞれの役割及び責務を自覚し、自主性を尊重しつつ、対等な立場で、相互に補完し、協力すること。

#### ○ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る人。

#### ○権利擁護

自己の権利やニーズを示すことが困難な高齢者や障がい者などに代わり、援助者が代理となって権利やニーズの充足を行うこと。

#### ○更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。

#### ○コミュニティ

ある一定の地域に住む人々から成る共通の生活様式をもつ社会集団のこと。

## 【サ行】

### ○災害時要援護者

高齢者・障がい者・幼児・外国籍の人など、災害時に一人で避難することが難しい住民。

### ○在宅医療

できる限り住み慣れた家庭や地域で療養することができるよう患者の自宅で行われる医療行為のこと。

### ○参画

政策の立案、実施及び評価の各段階において、主体的に関与すること。

### ○重層的支援体制整備事業

社会福祉法に位置付けられ、一つの支援機関だけでは解決に導くことが難しいような複雑な、複合的な課題を持つ人をサポートするための体制を作る事業のこと。

### ○障がい者就労支援センター

障がい者が就労し、地域で自立した生活を送れるよう就労先企業や生活支援センター、就労支援機関などの関係団体と連携を図り、就職や就労継続のための支援をしている。

### ○市民後見人

成年後見制度における成年後見人等のうち、親族でも専門職でもない、第三者後見人のこと。

### ○社会福祉協議会

社会福祉事業法に基づく社会福祉法人の1つ。社会福祉協議会は、市区町村、都道府県及び中央（全国社会福祉協議会）の各段階に組織されている。一定の地域社会において住民が主体となり、社会福祉、保健衛生その他生活の改善向上に関連のある公私関係者の参加、協力を得て、地域の実情に応じ住民の福祉を増進することを目的とする民間の自主的組織。

### ○社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、明るい地域社会を築くための全国的な運動。

### ○生活支援体制整備事業

「生活支援コーディネーター」と「協議体」を設置し、「生活支援コーディネーター」が「協議体」のネットワークを生かしながら、地域の互助を高め、住民主体のサービスが活性化されるよう、地域全体で生活上、困りごとを抱えた高齢者の方及び地域の方の生活を支える体制を作る事業。

## ○生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のこと。

## ○成年後見制度

認知症高齢者や障がいのある方など判断能力が不十分な方に対して、家庭裁判所に選任された成年後見人が、契約や財産にかかわる行為、法律行為について本人の利益を代行する制度。

## 【夕行】

## ○地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

## ○地域生活定着支援センター

刑務所出所者の中でも福祉的な支援を必要とする障害者や高齢者に対して、社会復帰と地域生活への定着を支援する施設。

## ○地域包括支援センター

平成18年4月から介護保険制度の見直しにより、総合的な相談業務、介護予防、高齢者の生活支援を包括的・継続的に行う機関として、地域包括支援センターの設置が義務づけられている。地域包括支援センターの設置は、人口3万人程度(被保険者 6,000 人程度)に1か所が目安とされている。

## ○中核機関

権利擁護支援を必要とする市民の方を迅速に適切な支援に繋げるために、各関係機関やチームで構成された「権利擁護支援のネットワーク」の中心となって全体のコーディネートを担う機関。

## ○地区社会福祉協議会

暮らしの中にある地域の福祉課題に対して、そこで暮らす方々の「つながり」を活かしながら活動を展開する住民主体の組織。

## ○DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者やパートナーからの身体的、精神的、経済的、性的暴力のこと。

## 【ナ行】

### ○認知症

物事を記憶する、考える、判断するなど、認知機能が低下する病気で、日常生活を営むことが困難になること。

## 【ハ行】

### ○パートナーシップ宣誓制度

お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互の協力しあうことを約束した双方又はいずれか一方が性自認や性的指向に係る性的少数者である2人の方が、お互いの関係は「パートナーシップ」である旨を宣誓し、町がパートナーシップ宣誓書受領証を交付する制度

### ○バリアフリー

高齢者や障がい者が社会生活を送るうえで、生活の支障となる物理的な障がいや精神的障がいを取り除いた状態。道路の段差を解消したり、階段をなくしたり、階段のかわりにスロープを設置したりする等があげられる。

### ○PDCA(Plan Do Check Act の略語)

Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)を繰り返すことで、業務を継続的に実施・改善していく手法のこと。

### ○保護司

犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないよう、その立ち直りを地域で支える民間のボランティア。

### ○ボランティア

本来は、有志者、志願兵の意味がある。社会福祉においては、無償性、善意性、自主性に基づいて技術援助、労力提供等を行う民間奉仕者のこと。

### ○ボランティアセンター

ボランティア活動者等の育成・援助、また、需給・連絡調整を行うことで、地域住民等のボランティア活動に関する理解と関心を深めることを目的とした社会福祉協議会の機能の一部。

## 【マ行】

### ○三芳町地域コミュニティメール

地域の緊急情報や生活情報をメールで配信するサービス。防災行政無線では情報が届きにくい方々へ、より確実に情報を届けることを目的としている。

### ○民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人々のこと。

## 【ヤ行】

### ○ユニバーサルデザイン

高齢者や障がい者に使いやすいだけでなく、すべての年齢や能力の人々に対して、可能な限り使いやすい製品や環境のデザイン(形態や設計)のこと。

### ○要介護認定

介護給付を受けようとする被保険者が、要介護状態に該当すること、及びその該当する要介護状態区分について受ける市町村の認定のことをいう。

被保険者は、厚生省令で定めるところにより、民生委員、指定居宅介護支援事業者または介護保険施設に、要介護認定の申請に関する手続きを代行させることができる。

### ○要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、要保護児童や要支援児童、特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関が連携し情報を共有する組織。

### ○要約筆記

聴覚障がい者のコミュニケーションを支援するため、話されている内容をリアルタイムで要約し、文字にして伝える方法。

## 第3次三芳町地域福祉計画

発行：令和8年3月

編集：三芳町福祉課

住所：〒354-8555

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地1

電話：049-258-0019（代表）